

改正後	国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令別表の三の項の規定に基づき物資を定める省令 〔削る〕 〔削る〕
改正前	国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令別表の規定に基づき物資を定める省令 第一条 (削除) (国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令別表関係) <u>第二条</u> 国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令(以下「検査法施行令」という。)別表の一の項の外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。 一 核燃料物質若しくは核原料物質であつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの製造若しくは使用に係る技術と内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体 イ ウラン又はその化合物 ロ トリウム又はその化合物 ハ プルトニウム又はその化合物 ニ あらかじめ分離されたネプツニウム二三七 ホ イからニまでの物資の一又は二以上を含むもの 二 原子炉若しくはその部分品若しくは附属装置又は車両、船舶、航空機若しくは宇宙空間用若しくは打ち上げ用の飛しょう体の原子炉用に設計した発電若しくは推進のための装置 三 重水素又は重水素化合物であつて、重水素の原子数の水素の原子数に対する比率が五、〇〇〇分の一を超えるもの 四 人造黒鉛であつて、ほう素当量が全重量の一、〇〇〇、〇〇〇分の五未満で、かつ、二〇度の温度における見掛け比重が一・五〇を超えるもののうち、次のいずれかに該当するもの イ 原子炉用のもの

-
- ロ 原子炉用に用いることができるもの（イに該当するものを除く。）
- 五 放射線を照射した核燃料物質若しくは核原料物質の分離用若しくは再生用に設計した装置又はその部分品若しくは制御装置
- 六 リチウムの同位元素の分離用の装置又は核燃料物質の成型加工用の装置
- 七 ウラン若しくはプルトニウムの同位元素の分離用の装置であつて、次のいずれかに該当するもの若しくはその附属装置又はこれらの部分品
- イ ガス拡散法を用いるもの
- ロ 遠心分離法を用いるもの
- ハ ノズル分離法を用いるもの
- ニ ボルテックス法を用いるもの
- ホ 化学交換法を用いるもの
- ヘ レーザー分離法を用いるもの
- ト プラズマ法を用いるもの
- チ 電磁分離法を用いるもの
- 八 周波数変換器又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの
- イ ガス遠心分離機用の周波数変換器であつて、次の（一）から（四）までのすべてに該当するもの又はその部分品
- （一）出力が三相以上のものであつて、周波数が六〇〇ヘルツ以上二、〇〇〇ヘルツ以下の出力を得ることができるもの
- （二）出力電圧のひずみ率が二パーセント未満のもの
- （三）出力周波数の精度がプラスマイナス〇・一パーセント未満のもの
- （四）出力基本波電力の入力基本波電力に対する比率が八〇パーセントを超えるもの
- ロ 周波数変換器であつて、次の（一）から（四）までのすべてに該当するもの（イに該当するものを除く。）
-

-
- (一) 四〇ワット以上の出力を得ることができるもの
- (二) 出力が三相以上のものであつて、周波数が六〇〇ヘルツ超二、〇〇〇ヘルツ未満の出力を得ることができるもの
- (三) 出力電圧のひずみ率が一〇パーセント未満のもの
- (四) 出力周波数の精度がプラスマイナス〇・一パーセント未満のもの
- ハ 周波数変換器であつて、次の(一)及び(二)に該当するもの(イ又はロに該当するものを除く。)
- (一) 四〇ワット以上の出力を得ることができるもの
- (二) 出力が二相以上のものであつて、周波数が六〇〇ヘルツ超二、〇〇〇ヘルツ未満の出力を得ることができるもの
- 九 ニッケルの粉であつて、径の平均値が一〇マイクロメートル未満で、かつ、重量比による純度が九九パーセント以上のもの又はこれを用いて製造した多孔質金属
- 十 重水素若しくは重水素化合物の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの
- イ 重水素若しくは重水素化合物の製造用の装置(濃縮用の装置を含む。)又はその部分品若しくは附属装置
- ロ 重水の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの(イに該当するものを除く。)
- (一) 棚段塔であつて、次の1から3までのすべてに該当するもの
- 1 細粒炭素網を用いたもの
 - 2 ニメガパスカル以上の圧力で用いることができるもの
 - 3 (二)に掲げる内部構造物を有するもの
- (二) 棚段塔の内部構造物であつて、次の1から3までのすべてに該当するもの
- 1 断面積が二・五四平方メートル以上のものであつて、二つ以上の部分に分割されているもの
-

- 2 気体と液体を向流的に流して接触させるように設計したもの
 - 3 硫化水素に対して耐食性のある材料を用いたもの
 - (三) 低温で用いられる蒸留塔であって、次の1から4までのすべてに該当するもの
 - 1 細粒ステンレス綱であって、水素ぜい性のないものを用いたもの
 - 2 断面積が〇・七八五平方メートル以上であり、かつ、長さが五メートル以上のもの
 - 3 温度が零下二三八度以下で用いることができるように設計したもの
 - 4 〇・五メガパスカル以上五メガパスカル以下の圧力範囲において用いることができるように設計したもの
 - (四) 真空蒸留用の塔に用いることができるように設計した充填物であって、化学的にぬれ性を改善する処理を行った燐青銅製のもののうち、メッシュ状のもの
 - (五) 温度が零下二三八度以下で用いることができるように設計したターボエキスパンダであって、水素の排出量が一時間につき一、〇〇〇キログラム以上のもの
 - (六) アンモニア合成装置であって、イに該当する装置に用いることができるもの
 - (七) カリウムアミドを含む液化アンモニアを循環させることができるポンプであって、次の1から3までのすべてに該当するもの
 - 1 気密な構造のもの
 - 2 一・五メガパスカル以上六〇メガパスカル以下の圧力範囲において用いることができるもの
 - 3 吐出し量が一時間につき八・五立方メートルを超えるものの
- 三酸化ウラン、六ふつ化ウラン、二酸化ウラン、四ふつ化ウラ

ン、金属ウラン若しくは四塩化ウランの製造用の装置であつて、次のいずれかに該当するもの若しくはその附属装置又はこれらの部分品

イ ウラン鉱石を原料とする三酸化ウランの製造用の装置

ロ 三酸化ウラン又は四ふつ化ウランを原料とする六ふつ化ウランの製造用の装置

ハ 三酸化ウラン又は六ふつ化ウランを原料とする二酸化ウランの製造用の装置

ニ 二酸化ウラン又は六ふつ化ウランを原料とする四ふつ化ウランの製造用の装置

ホ 四ふつ化ウランを原料とする金属ウランの製造用の装置
ヘ 二酸化ウランを原料とする四塩化ウランの製造用の装置

十二 二酸化プルトニウム、しゅう酸プルトニウム、過酸化プルトニウム、三ふつ化プルトニウム、四ふつ化プルトニウム若しくは金属プルトニウムの製造用の装置若しくはその附属装置又はこれらの部分品

十三 しごきスピニング加工機又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ しごきスピニング加工機であつて、数値制御装置又は電子計算機によって制御することができるもののうち、ローラの数が三以上のもの

ロ 内径が七五ミリメートル超四〇〇ミリメートル未満の円筒形のローターを成形することができるように設計したマンドレル

十四 工作機械（金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。）であつて、輪郭制御をすることができる軸数が二以上の電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のイからニまでのいずれかに該当するもの（ホに該当するものを除く。）

イ 旋削をすることができる工作機械であつて、次の（一）及び（二）に該当するもの（（三）に該当するものを除く。）

-
- (一) 国際標準化機構が定めた規格（以下「国際規格」という。）ISO二三〇／二（一九八八）で定める測定方法により直線軸の全長について測定したときの位置決め精度が〇・〇六ミリメートル未満のもの
- (二) 直径が三五ミリメートルを超えるものを加工することができるもの
- (三) 棒材作業用の旋盤のうち、スピンドル貫通穴から材料を差し込み加工するものであって、次の1及び2に該当するものの
- 1 加工できる材料の最大直径が四二ミリメートル以下のもの
- 2 チャックを取り付けることができないもの
- ロ フライス削り又は中ぐりを行うことができる工作機械であつて、次の（一）から（三）までのいずれかに該当するもの（（四）に該当するものを除く。）
- (一) 国際規格ISO二三〇／二（一九八八）で定める測定方法により直線軸の全長について測定したときの位置決め精度が〇・〇〇六ミリメートル未満のもの
- (二) 輪郭制御をすることができる回転軸の数が二以上のもの
- (三) 輪郭制御をすることができる軸数が五以上のもの
- (四) フライス盤であつて、次の1及び2に該当するもの
- 1 国際規格ISO八四一（数値制御工作機械―座標軸及び運動の記号）で定めるX軸の方向の移動量が二メートルを超えるもの
- 2 国際規格ISO二三〇／二（一九八八）で定める測定方法により国際規格ISO八四一で定めるX軸の全長について測定したときの位置決め精度が〇・〇三ミリメートルを超えるもの
- ハ 研削をすることができる工作機械であつて、次の（一）から（三）までのいずれかに該当するもの（次の（四）又は（五）
-

に該当するものを除く。)

(一) 国際規格 ISO 二二〇/二 (一九八八) で定める測定方法により直線軸の全長について測定したときの位置決め精度が 〇・〇〇四ミリメートル未満のもの

(二) 輪郭制御をすることができると回転軸の数が二以上のもの

(三) 輪郭制御をすることができると軸数が五以上のもの

(四) 円筒外面研削盤、円筒内面研削盤又は円筒内外面研削盤であつて、次の 1 及び 2 に該当するもの

1 外径又は長さが一五〇ミリメートル以内のものを研削するように設計したもの

2 国際規格 ISO 八四一で定める X 軸、Z 軸及び C 軸のみを有するもの

(五) ジグ研削盤であつて、次の 1 及び 2 のいずれにも該当しないもの

1 国際規格 ISO 八四一で定める Z 軸を有するもののうち、国際規格 ISO 二二〇/二 (一九八八) で定める測定方法により当該 Z 軸の全長について測定したときの位置決め精度が

〇・〇〇四ミリメートル未満のもの

2 国際規格 ISO 八四一で定める W 軸を有するもののうち、国際規格 ISO 二二〇/二 (一九八八) で定める測定方法により当該 W 軸の全長について測定したときの位置決め精度が

〇・〇〇四ミリメートル未満のもの

ニ 放電加工(ワイヤ放電加工を除く。)をすることができる工作機械であつて、輪郭制御をすることができると回転軸の数が二以上のもの

ホ 工作機械であつて、次のいずれかを製造するためのみに設計したもの

(一) 歯車

(二) クランク軸又はカム軸

(三) 工具又は刃物

(四) 押出機のウォーム

十五 測定装置（工作機械であって、測定装置として使用することができるものを含む。）であって、次のいずれかに該当するもの

イ 電子計算機又は数値制御装置により制御される測定装置であって、次の（一）及び（二）に該当するもの

（一）測定軸の数が二以上のもの

（二）国際規格で定める測定方法により測定した場合に、測定軸のマイクロメートルで表した最大許容長さ測定誤差の数値がミリメートルで表した当該測定軸の長さの 0.001 を乗じて得た数値に 1.25 を加えた数値以下となる測定軸を有するもの
ロ 直線上の変位を測定するものであって、次のいずれかに該当するもの

（一）非接触型の測定システムであって、 0.2 ミリメートルまでの測定レンジにおいて、分解能が 0.2 マイクロメートル以下のもの

（二）線形電圧差動変圧器を用いた測定システムであって、次の1及び2に該当するもの

1 五ミリメートルまでの測定レンジにおいて、直線性が 0.1 パーセント以下のもの

2 一九度以上二二度以下の温度範囲において測定した場合に、ドリフトが二四時間当たり 0.1 パーセント以下のもの

（三）次の1及び2に該当するもの（フィードバック機能を有しない干渉計であって、レーザを用いて工作機械、測定装置又はこれらに類するもののスライド運動誤差を測定するものを除く。）

1 レーザ光を用いて測定することができるもの

2 一九度以上二二度以下の温度範囲において、次の一及び二の特性を一二時間維持することができるもの

一 測定できる最大の測定レンジにおいて、分解能が 0.1 マイクロメートル以下のもの

二 ドイツ技術者協会の規格（VDI/VDE二六一七）で定める測定方法により測定し、空気屈折率で補正した場合に、測定軸のマイクロメートルで表した測定の不確かさの数値がミリメートルで表した当該測定軸の長さに〇・〇〇五を乗じて得た数値に〇・二を加えた数値以下のもの

ハ 角度の変位を測定するものであって、ドイツ技術者協会の規格（VDI/VDE二六一七）で定める測定方法により測定した場合に、角度位置の偏差の最大値が〇・〇〇〇二五度以下のもの（平行光線を用いて鏡の角度の変位を測定する光学的器械を除く。）

ニ 曲面形状を有するものの長さ及び角度を同時に測定することができる測定装置であって、次の（一）及び（二）に該当するもの

（一）ドイツ技術者協会の規格（VDI/VDE二六一七）で定める測定方法により測定した場合に、測定軸の測定の不確かさの数値が測定距離五ミリメートル当たり三・五マイクロメートル以下のもの

（二）ドイツ技術者協会の規格（VDI/VDE二六一七）で定める測定方法により測定した場合に、角度位置の偏差の最大値が〇・〇二度以下のもの

十六 誘導炉、アーク炉若しくはプラズマ若しくは電子ビームを用いた溶解炉又はこれらの附属装置であって、次のいずれかに該当するもの

イ 真空誘導炉若しくは不活性ガスを用いる誘導炉（半導体ウエハーの加工用のものを除く。）であって、次の（一）から（三）までのすべてに該当するもの又はこれらの電源装置であって、出力が五キロワット以上のもの

（一）炉の内部を八五〇度を超える温度にすることができるもの

（二）直径が六〇〇ミリメートル以下の誘導コイルを有するもの

（三）電源装置からの入力が五キロワット以上のもの

ロ アーク炉であって、真空中若しくは不活性ガス中で金属を溶解

して製造するものうち、容量が一、〇〇〇立方センチメートル超二〇、〇〇〇立方センチメートル未満の消耗電極を有し、かつ、一、七〇〇度を超える温度で金属を溶解することができるもの又は電子計算機を用いた当該アーク炉用の制御装置若しくは監視装置

ハ 出力が五〇キロワット以上のプラズマ若しくは電子ビームを用いた溶解炉であつて、真空中若しくは不活性ガス中で金属を溶解して製造するものうち、一、二〇〇度を超える温度で金属を溶解することができるもの又は電子計算機を用いた当該溶解炉用の制御装置若しくは監視装置

十七 アイソスタチックプレスであつて、次のイ及びロに該当するもの又はその制御装置若しくは当該アイソスタチックプレスに用いることができるように設計した型

イ 最大圧力が六メガパスカル以上のもの

ロ 中空室の内径が一五二ミリメートルを超えるもの

十八 ロボット（操縦ロボット及びシークェンスロボットを除く。）若しくはエンドエフェクターであつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの制御装置

イ 工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下単に「日本工業規格」という。）（C六〇〇七九―〇号（爆発性雰囲気で使用する電気機械器具―第〇部…一般要件）で定める防爆構造のもの（塗装用ものを除く。））

ロ 全吸収線量がシリコン換算で五〇、〇〇〇グレイを超える放射線照射に耐えることができるように設計したもの

十九 振動試験装置又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ デジタル制御方式であり、かつ、電動式の振動試験装置であつて、次の（一）及び（二）に該当するもの

（一）試験体がない状態における加振力が五〇キロニュートン以上のものであつて、二〇ヘルツ超二、〇〇〇ヘルツ未満の周波

数範囲で加速度の実効値が九八メートル毎秒毎秒以上の振動を発生させることができるもの

(二) フィードバック制御技術又は閉ループ制御技術を用いたもの

ロ 振動試験装置の部分品であって、次のいずれかに該当するもの
(一) イに該当する振動試験装置の制御に使用するように設計した部分品であって、振動試験用のプログラムを用いたものであり、かつ、五キロヘルツを超える帯域幅で実時間での振動試験をデジタル制御するもの

(二) イに該当する振動試験装置に使用することができる振動発生機であって、試験体がない状態における加振力が五〇キロニュートン以上のもの

(三) イに該当する振動試験装置に使用することができる振動台又は振動発生装置の部分品であって、試験体がない状態における加振力が五〇キロニュートン以上となる振動を発生させるために二台以上の振動発生機を接続して使用するように設計したもの

二十 ガス遠心分離機のローターに用いられる構造材料であって、次のいずれかに該当するもの

イ アルミニウム合金（鍛造したものを含む。）であって、引張強さが二〇度の温度において四一五メガパスカル以上となるもののうち、外径が七五ミリメートル以上の棒又は円筒形のもの

ロ 炭素繊維、アラミド繊維若しくはガラス繊維、炭素繊維若しくはガラス繊維を用いたプリプレグ又は炭素繊維若しくはアラミド繊維を用いた成型品であって、次のいずれかに該当するもの

(一) 炭素繊維又はアラミド繊維であって、次のいずれかに該当するもの

- 1 比弾性率が一二、七〇〇、〇〇〇メートル以上のもの
- 2 比強度が二三五、〇〇〇メートル以上のもの

(二) ガラス繊維であって、次の1及び2に該当するもの

1 比弾性率が三、一八〇、〇〇〇メートルを超えるもの
2 比強度が七六、二〇〇メートルを超えるもの
(三) (一) 又は (二) に該当する炭素繊維又はガラス繊維に熱硬化性樹脂を含浸したプリプレグであつて、次のいずれかに該当するもの

1 繊維状のもの

2 幅が一五ミリメートル以下のテープ状のもの

(四) (一) に該当する繊維又は (三) に該当するプリプレグ（炭素繊維を使用したものに限る。）を用いた円筒形の成型品であつて、内径が七五ミリメートル超四〇〇ミリメートル未満のもの

ハ マルエージング鋼であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 引張強さが二〇度の温度において二、〇五〇メガパスカル以上となるもののうち、寸法の最大値が七五ミリメートルを超えるもの（(二) に該当するものを除く。）

(二) 引張強さが二〇度の温度において一、五〇〇メガパスカル以上となるもののうち、外径が七五ミリメートル以上の棒又は円筒形のもの

ニ チタン合金（鍛造したものを含む。）であつて、引張強さが二〇度の温度において九〇〇メガパスカル以上となるもののうち、外径が七五ミリメートルを超える棒又は円筒形のもの

二十一 ベリリウム若しくはベリリウム合金（ベリリウムの含有量が全重量の五〇パーセントを超えるものに限る。）の地金若しくはくず若しくはベリリウム化合物又はこれらの半製品若しくは一次製品

二十二 核兵器の起爆用のアルファ線源に用いられる物質又はその原料となる物質であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 重量比による純度が九九・九九パーセント以上のビスマスであつて、銀の含有量が全重量の〇・〇〇一パーセント未満のもの
ロ ラジウム二二六、ラジウム二二六合金、ラジウム二二六化合物

若しくはラジウム二二六混合物又はこれらの半製品若しくは一次製品（医療用装置に組み込まれたもの及び装置に内蔵されたものであって、一装置当たりの放射能の総量が〇・三七ギガベクレル未満のものを除く。）

ハ アルファ線を放出する放射性核種であって、アルファ崩壊の半減期が一〇日以上二〇〇年未満のもの又はその化合物若しくは混合物（装置に内蔵された化合物又は混合物であって、一装置当たりのアルファ崩壊による放射能の総量が三・七ギガベクレル未満のものを除く。）であって、一キログラム当たりのアルファ崩壊による放射能の総量が三七ギガベクレル以上のもの

二十三 ほう素、ほう素化合物若しくはほう素混合物又はこれらの半製品若しくは一次製品であって、ほう素一〇のほう素一〇及びほう素一一に対する比率が天然の比率を超えて濃縮されたほう素から構成されるもの又はそのほう素を含むもの

二十四 核燃料物質の製造用の還元剤又は酸化剤として用いられる物質であって、次のいずれかに該当するもの

イ カルシウムであって、次の（一）及び（二）に該当するもの

（一）カルシウム又はマグネシウム以外の金属の含有量が全重量の〇・一パーセント未満のもの

（二）ほう素の含有量が全重量の〇・〇〇一パーセント未満のもの

ロ 三ふつ化塩素

ハ マグネシウムであって、次の（一）及び（二）に該当するもの

（一）マグネシウム又はカルシウム以外の金属の含有量が全重量の〇・〇二パーセント未満のもの

（二）ほう素の含有量が全重量の〇・〇〇一パーセント未満のもの

二十五 アクチニドに対して耐食性のある材料を用いたるつばであって、次のいずれかに該当するもの
イ 容量が〇・一五リットル超八リットル未満のつばであって、

次のいずれかに該当する材料（重量比による純度が九八パーセント以上のものに限る。）からなるもの又はその材料により被覆されたもの

（一） ふっ化カルシウム

（二） メタジルコン酸カルシウム

（三） 硫化セリウム

（四） 酸化エルビウム

（五） 酸化ハフニウム

（六） 酸化マグネシウム

（七） ニオブ、チタン及びタングステンからなる合金であつて、窒化したもの

（八） 酸化イットリウム

（九） 酸化ジルコニウム

ロ 容量が〇・〇五リットル超二リットル未満のつぼであつて、重量比による純度が九九・九パーセント以上のタンタル製のもの又はそのタンタルで裏打ちされたもの

ハ 容量が〇・〇五リットル超二リットル未満のつぼであつて、重量比による純度が九八パーセント以上のタンタル製のもの又はそのタンタルで裏打ちされたもののうち、タンタルの炭化物、窒化物、ほう化物又はこれらのいずれかを組み合わせたもので被覆されたもの

二十六 ハフニウム若しくはハフニウム合金（ハフニウムの含有量が全重量の六〇パーセントを超えるものに限る。）の地金若しくはくず若しくはハフニウム化合物（ハフニウムの含有量が全重量の六〇パーセントを超えるものに限る。）又はこれらの半製品若しくは一次製品

二十七 リチウム若しくはリチウム合金の地金若しくはくず若しくはリチウム化合物若しくはリチウム混合物又はこれらの半製品若しくは一次製品であつて、リチウム六のリチウム六及びリチウム七に対する比率が天然の比率を超えて濃縮されたリチウムから構成

されるもの又はそのリチウムを含むもの（熱ルミネセンス線量計に組み込まれたリチウム化合物又はリチウム混合物を除く。）

二十八 タングステン、タングステンの炭化物又はタングステンの含有量が全重量の九〇パーセントを超える合金であつて、質量が二〇キログラムを超え、かつ、内径が一〇〇ミリメートル超三〇〇ミリメートル未満の円筒形のもの若しくは中空の半球形のもの又はこれらを組み合わせたもの（おもり又はガンマ線のコリメータ用に設計されたものを除く。）

二十九 ジルコニウム若しくはジルコニウム合金（ジルコニウムの含有量が全重量の五〇パーセントを超えるものに限る。）の地金若しくは若しくは若しくはジルコニウム化合物（ハフニウムの含有量がジルコニウムの含有量の五〇〇分の一未満のものに限る。）又はこれらの半製品若しくは一次製品（厚さが〇・一ミリメートル以下のはくを除く。）

三十 ふつ素製造用の電解槽であつて、製造能力が一時間当たり二五〇グラムを超えるもの

三十一 ガス遠心分離機のローターの製造用若しくは組立てに用いられる装置又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの
イ ガス遠心分離機のローターのチューブ、バッフル及びエンドキヤップの組立用の装置

ロ ガス遠心分離機のローターのチューブの中心軸を調整するための装置

ハ 次の（一）から（三）までのすべてに該当するベローズ（アルミニウム合金、マルエージング鋼又は繊維で強化した複合材料からなるものに限る。）の製造用のマンドレル又は型

- （一） 内径が七ミリメートル超四〇〇ミリメートル未満のもの
- （二） 溝のピッチが一・二・七ミリメートル以上のもの
- （三） 溝の深さが二ミリメートルを超えるもの

三十二 遠心力式釣合い試験機（一面釣合い試験機を除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの（第五条第二十五号ロに該当す

るものを除く。)

イ 長さが六〇〇ミリメートル以上の弾性ローターを試験することができるように設計したものであって、次の(一)から(三)までのすべてに該当するもの

(一) 外径が七五ミリメートルを超える弾性ローターを試験することができるもの又はジャーナルの径が七五ミリメートルを超えるもの

(二) 重量が〇・九キログラム以上二三キログラム以下の弾性ローターを試験することができるもの

(三) 一分につき五、〇〇〇回転を超える回転数で試験することができるもの

ロ 円筒形のローターを試験することができるように設計したものであって、次の(一)から(四)までのすべてに該当するもの

(一) ジャーナルの径が七五ミリメートルを超えるもの

(二) 重量が〇・九キログラム以上二三キログラム以下のローターを試験することができるもの

(三) 修正面上の残留不釣合いが一キログラム当たり〇・〇一キログラムミリメートル以下のもの

(四) ベルト駆動式のもの

三十三 ファイラメントワインディング装置であつて、次のイ及びロに該当するもの又はその制御装置若しくはマンドレル

イ 繊維を位置決めし、包み及び巻く作業を行うもののうち、それらの作業を相関して制御することができる軸数が二以上のもの

ロ 次のいずれかに該当するもの

(一) 直径が七五ミリメートル超四〇〇ミリメートル未満であつて、かつ、長さが六〇〇ミリメートル以上の円筒形のローターを製造することができるもの

(二) 次の1及び2に該当するもの

1 複合材料からなる構造体を製造するため、又は繊維状の物質をラミネートするために特に設計したもの

2 直径が七五ミリメートル以上の円筒形の管を製造することができるもの

三十四 ガスレーザ－発振器、固体レーザ－発振器又は色素レーザ－発振器であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 五〇〇ナノメートル超六〇〇ナノメートル未満の波長範囲で用いるように設計した金属蒸気レーザ－発振器（銅レーザ－発振器に限る。）であつて、平均出力が四〇ワット以上のもの

ロ 四〇〇ナノメートル超五一五ナノメートル未満の波長範囲で用いるように設計したアルゴンイオンレーザ－発振器であつて、平均出力が四〇ワットを超えるもの

ハ 九、〇〇〇ナノメートル超一一、〇〇〇ナノメートル未満の波長範囲で用いるように設計した二酸化炭素レーザ－発振器であつて、パルスを発振するように設計したもののうち、次の（一）から（三）までのすべてに該当するもの

（一）パルス繰返し周波数が二五〇ヘルツを超えるもの

（二）平均出力が五〇〇ワットを超えるもの

（三）パルス幅が二〇〇ナノ秒未満のもの

ニ 二四〇ナノメートル超三六〇ナノメートル未満の波長範囲で用いるように設計したエキシマレーザ－発振器であつて、パルスを発振するように設計したもののうち、次の（一）及び（二）に該当するもの

（一）パルス繰返し周波数が二五〇ヘルツを超えるもの

（二）平均出力が五〇〇ワットを超えるもの

ホ 一六マイクロメートルの波長で用いるように設計したパラ水素を用いたラマンレーザ－発振器であつて、パルス繰返し周波数が二五〇ヘルツを超えるもの

ヘ 七二〇ナノメートル超八〇〇ナノメートル未満の波長範囲で用いるように設計したアレキサンドライトレーザ－発振器であつて、次の（一）から（三）までのすべてに該当するもの

（一）パルス繰返し周波数が一二五ヘルツを超えるもの

(二) 平均出力が三〇ワットを超えるもの

(三) レーザー光のスペクトル線幅が 0.005 ナノメートル以下のもの

ト 一、 0.000 ナノメートル超一、 1.000 ナノメートル未満の波長範囲で用いるように設計したネオジムを添加した固体レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの（ネオジムガラスレーザー発振器を除く。）

(二) パルス励起及びキユースイッチを用いたものであって、一ナノ秒以上のパルス幅のパルスを発振するものうち、次のいずれかに該当するもの

1 単一横モードのパルスを発振するものであって、平均出力が四〇ワットを超えるもの

2 多重横モードのパルスを発振するものであって、平均出力が五〇ワットを超えるもの

(二) 波長範囲が 500 ナノメートル超 550 ナノメートル未満で、かつ、平均出力が四〇ワットを超える第二高調波を発生するように設計したもの

チ 三〇〇ナノメートル超 800 ナノメートル未満の波長範囲で用いるように設計した色素レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの

(二) 単一モードのパルスを発振する波長可変レーザー発振器（レーザー光の増幅のみを行う装置を除く。）であって、次の1から3までのすべてに該当するもの

1 パルス繰返し周波数が一キロヘルツを超えるもの

2 平均出力が一ワットを超えるもの

3 パルス幅が一〇〇ナノ秒未満のもの

(二) パルスを発振する波長可変レーザー発振器であって、次の1から3までのすべてに該当するもの（(一)に該当するものを除く。）

1 パルス繰返し周波数が一キロヘルツを超えるもの

-
- 2 平均出力が三〇ワットを超えるもの
- 3 パルス幅が一〇〇ナノ秒未満のもの

三十五 質量分析計であつて、原子質量単位で表した質量が二三〇以上のイオンを測定することができ、かつ、原子質量の差が二未満のイオンを区別することができるもののうち、次のイからへまでのいずれかに該当するもの（トに該当するものを除く。）又は当該質量分析計に用いることができるイオン源

イ 誘導結合プラズマを用いたもの

ロ グロー放電を用いたもの

ハ 熱電離を用いたもの

ニ 分析される物質に電子を衝突させてイオン化するイオン源を有するものであつて、イオン化室が六ふつ化ウランに対して耐食性のある材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

ホ 分析される物質の分子線を用いてイオン化するイオン源を有するものであつて、次のいずれかに該当するもの

（一）零下八〇度以下の温度となることができ、コールドトラップ及びステンレス鋼若しくはモリブデンで構成され、裏打ちされ、又は被覆されたイオン化室を有するもの

（二）イオン化室が六ふつ化ウランに対して耐食性のある材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

ヘ アクチニド又はそのふつ化物のイオン化用に設計したイオン源を有するもの

ト 磁石又は四重極を用いたものであつて、次の（一）から（五）までのすべてに該当するもの

（一）原子質量単位で表した質量が三二〇を超えるイオンを測定することができるもの

（二）イオン源が、ニクロム若しくはモネルで構成され、若しくは裏打ちされたもの又はニッケルで被覆されたもの

（三）分析される物質に電子を衝突させてイオン化するイオン源を有するもの

(四) 同位元素の分析に用いることができるコレクタを有するもの

(五) 六ふつ化ウランのガスの流れを止めずに試料を採取することができるよう設計したもの

三十六 圧力計又はベローズ弁であつて、次のいずれかに該当するもの
イ アルミニウム製、アルミニウム合金製、ニッケル製又はニッケルの含有量が全重量の六〇パーセントを超えるニッケル合金製のセンサーを用いた絶対圧力計であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) フルスケールが一三キロパスカル未満であるとき、いずれかのフルスケールにおいて、精度がフルスケールのプラスマイナスパーセント未満のもの

(二) フルスケールが一三キロパスカル以上であるとき、いずれかのフルスケールにおいて、精度がプラスマイナス一三〇パスカル未満のもの

ロ ベローズ弁であつて、内容物と接触する全ての部分がアルミニウム、アルミニウム合金、ニッケル又はニッケル合金(ニッケルの含有量が全重量の六〇パーセントを超えるものに限る。)で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

三十七 ソレノイドコイル形の超電導電磁石であつて、次のイからニまでのすべてに該当するもの(医療用の磁気共鳴イメージング装置に用いるように設計したものを除く。)

イ 磁束密度が二テスラを超えるもの

ロ コイルの長さを内径で除した値が二を超えるもの

ハ コイルの内径が三〇〇ミリメートルを超えるもの

ニ コイルの軸の中心部分を中心として内径の三五パーセントを半径とする円であつて、コイルの軸に垂直なものの範囲において、磁界の均一性が一パーセント未満のもの

三十八 真空ポンプであつて、吸気口の内径が三八センチメートル以

上のもののうち、排気速度が一秒当たり二五、〇〇〇リットル以上で、かつ、到達圧力が一三・三ミリパスカル未満のもの

三十九 直流の電源装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 出力電流が五〇〇アンペア以上のもののうち、電流又は電圧の変動率が〇・一パーセント未満で、かつ、出力電圧が一〇〇ボルト以上の状態で連続八時間を超えて使用することができるもの

ロ 出力電圧が二〇、〇〇〇ボルト以上のもののうち、電流又は電圧の変動率が〇・一パーセント未満で、かつ、出力電流が一アンペア以上の状態で連続八時間を超えて使用することができるもの

四十 電子加速器又はフラッシュ放電型のエククス線装置であつて、次のいずれかに該当するもの（電子顕微鏡の部分品又は医療用装置を除く。）

イ 電子の運動エネルギーのせん頭値が〇・五メガ電子ボルト以上二五メガ電子ボルト未満であつて、次のいずれかに該当するもの

（一）ビームのパルスの持続時間が一マイクロ秒以下であつて、一、七〇〇にメガ電子ボルトで表した電子の運動エネルギーのせん頭値の二・六五乗を乗じたものに、クーロンで表した加速された電子の全電荷量を乗じた値が〇・二五以上のもの

（二）ビームのパルスの持続時間が一マイクロ秒を超えるものであつて、一、七〇〇にメガ電子ボルトで表した電子の運動エネルギーのせん頭値の二・六五乗を乗じたものに、クーロンで表した一マイクロ秒の間に加速することができる電荷量の最大値を乗じた値が〇・二五以上のもの

ロ 電子の運動エネルギーのせん頭値が二五メガ電子ボルト以上であつて、せん頭出力が五〇メガワットを超えるもの

四十一 発射体の速度の最大値を一秒につき二キロメートル以上にすることができる衝撃試験機

四十二 機械式若しくは電子式のストリークカメラ若しくはフレーミングカメラ又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 機械式のストリークカメラ又はフレーミングカメラであつて、回転反射鏡を用いたもののうち、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品

(一) ストリークカメラであつて、撮影速度が一マイクロ秒につき〇・五ミリメートルを超えるもの

(二) フレーミングカメラであつて、撮影速度が一秒につき二二五、〇〇〇コマを超えるもの

ロ 電子式のストリークカメラ若しくはフレーミングカメラ（電気制動シャッターを用いたものを含む。）又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) ストリークカメラ又はストリーク管であつて、時間分解能が五〇ナノ秒以下のもの

(二) フレーミングカメラ（電気制動シャッターを用いたものを含む。）であつて、シャッター速度が五〇ナノ秒以下のもの

(三) (二) に該当するフレーミングカメラ用の固体撮像素子又は電子管（(四) に該当するものを除く。）であつて、シャッター速度が五〇ナノ秒未満のもの

(四) (二) に該当するフレーミングカメラに用いることができる電子管又は電気制動シャッターであつて、次のいずれかに該当するもの

1 イメージ増強管であつて、導電材料で被覆した光電陰極を有するもの

2 S I T管であつて、シャッターの機能を有するもの

3 カーセル又はボックスセルを用いた電気制動シャッター

四十三 流体の速度を測定するための干渉計、マンガニンを用いた圧力測定器又は水晶圧電型圧力センサーを用いた圧力変換器であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 流体の速度を測定するための干渉計であつて、次の（一）及び（二）に該当するもの

(一) 一秒につき一キロメートルを超える速度を測定することが

できるもの

(二) 一〇マイクロ秒未満の間隔で速度を測定することができるもの

ロ 流体の圧力を測定することができるマンガニンを用いた圧力測定器又は水晶圧電型圧力センサーを用いた圧力変換器であつて、一〇ギガパスカルを超える圧力を測定することができるもの

四十四 三個以上の電極を有する冷陰極管であつて、次のイからハまでのすべてに該当するもの

イ セン頭陽極電圧が二、五〇〇ボルト以上のもの

ロ セン頭陽極電流が一〇〇アンペア以上のもの

ハ 陽極遅延時間が一〇マイクロ秒以下のもの

四十五 トリガー火花間隙であつて、陽極遅延時間が一五マイクロ秒以下のものうち、せん頭電流が五〇〇アンペア以上のもの

四十六 スイッチングを行う機能を有する組立品であつて、次のイからハまでのすべてに該当するもの

イ セン頭陽極電圧が二、〇〇〇ボルトを超えるもの

ロ セン頭陽極電流が五〇〇アンペア以上のもの

ハ ターンオン時間が一マイクロ秒以下のもの

四十七 パルス用コンデンサーであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 定格電圧が一、四〇〇ボルトを超えるものであつて、次の(一)から(三)までのすべてに該当するもの

(一) 総エネルギーが一〇ジュールを超えるもの

(二) 公称静電容量が〇・五マイクロファラドを超えるもの

(三) 直列インダクタンスが五〇ナノヘンリー未満のもの

ロ 定格電圧が七五〇ボルトを超えるものであつて、次の(一)及び(二)に該当するもの

(一) 公称静電容量が〇・二五マイクロファラドを超えるもの

(二) 直列インダクタンスが一〇ナノヘンリー未満のもの

四十八 パルス発生器又はキセノンせん光ランプの発光装置であつて

、次のいずれかに該当するもの
イ モジュール方式のパルス発生器又はキセノンせん光ランプの発
光装置であつて、次の(一)から(六)までのすべてに該当する
もの

(一) 一五マイクロ秒未満の時間でパルスを供給することができ
るもの

(二) 出力が一〇〇アンペアを超えるもの

(三) 四〇オーム未満の抵抗負荷に対して一〇マイクロ秒未満の
パルス立上がり時間を要するもの

(四) 寸法の最大値が二五・四センチメートル以下のもの

(五) 重量が二五キログラム未満のもの

(六) 零下五〇度より低い温度から一〇〇度を超える温度まで用
いることができるように設計したもの又は宇宙で用いることが
できるように設計したもの

ロ パルス発生器であつて、五五オーム未満の抵抗負荷に対して六
ボルトを超える電圧のパルスを発生し、かつ、五〇〇ピコ秒未満
のパルス立上がり時間を要するもの(イに該当するものを除く。
)

ハ 複数の雷管を制御するよう設計された点火装置

四十九 雷管若しくは多点点火装置又はこれらの作動装置であつて、

次のいずれかに該当するもの

イ 電気式の雷管であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 起爆電橋

(二) 起爆電橋線

(三) スラッパ―起爆式雷管

(四) 薄膜式点火装置

ロ 単点又は多点の雷管を配列したものであつて、各点火点からほ
ぼ同時かつ二・五マイクロ秒未満の間に爆発を発生させるものの
うち、五、〇〇〇平方ミリメートルより大きな爆発面積の爆発を
発生させるもの

ハイ、ロ、又はイ及びロからなる多点点火装置を起動するために設計した作動装置

五十 高性能爆薬又はその混合物であつて、次のいずれかの物質を含むもの

イ シクロテトラメチレンテトラニトラミン（別名オクタヒドロ一・三・五・七―テトラニトロ一・三・五・七―テトラジン、一・三・五・七―テトラニトロ一・三・五・七―テトラアザシクロオクタン、オクトゲン又はHMX）又はその混合物

ロ シクロトリメチレントリニトラミン（別名シクロナイト、T4、ヘキサヒドロ一・三・五―トリニトロ一・三・五―トリアジン、一・三・五―トリニトロ一・三・五―トリアザシクロヘキサン、ヘキソゲン又はRDX）又はその混合物

ハ トリアミノトリニトロベンゼン又はその混合物

ニ ヘキサニトロスチルベン又はその混合物

ホ 爆轟速度が毎秒八、〇〇〇メートルを超える物質であつて、結晶密度が一立方センチメートルあたり一・八グラムを超えるもの

五十一 光電子増倍管であつて、光電陰極の面積が二〇平方センチメートルを超えるもののうち、陽極パルス立上がり時間が一ナノ秒未満のもの

五十二 トリチウムと重水素との核反応による静電加速型の中性子発生装置であつて、真空ポンプを使用しないで操作できるように設計したもの

五十三 放射線被ばくの防止のために用いられる遠隔操作のマニピュレーターであつて、厚さ〇・六メートル以上の放射線を遮蔽する壁を隔てて操作することができるもの

五十四 放射線を遮蔽するように設計した窓であつて、次のイからハまでのすべてに該当するもの又はその窓枠

イ コールドエリア側に露出する面の面積が〇・〇九平方メートルを超えるもの

ロ 密度が一立方センチメートル当たり三グラムを超える材料を用

いたもの

ハ 厚さが一〇〇ミリメートル以上のもの

五十五 放射線による影響を防止するように設計したテレビカメラ又はそのレンズであつて、全吸収線量がシリコン換算で五〇、〇〇〇グレイを超える放射線照射に耐えることができるもの

五十六 トリチウム、トリチウム化合物又はトリチウム混合物であつて、トリチウムの原子数の水素の原子数に対する比率が一、〇〇〇分の一を超えるもの（装置に内蔵されたものであつて、一装置当たりの放射能の総量が一、四八〇ギガベクレル未満のものを除く。）

五十七 トリチウムの製造、回収又は貯蔵に用いられる装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ トリチウムの製造用（濃縮用を含む。）、回収用又は貯蔵用に設計した装置

ロ トリチウムの製造、回収又は貯蔵に用いられる装置であつて、次のいずれかに該当するもの（イに該当するものを除く。）

（一）水素又はヘリウムを零下二五〇度以下の温度に冷却することができ冷凍装置であつて、冷凍能力が一五〇ワットを超えるもの

（二）水素の同位元素の貯蔵用の装置であつて、金属水素化物を貯蔵のための媒体として用いるもの

五十八 重水からトリチウムを回収するため又は重水を製造するための白金を用いた触媒であつて、水素と水との間で行われる水素の同位体交換を促進するために設計したもの

五十九 ヘリウム三の混合率が天然の混合率を超えるヘリウム（容器又は装置に密封されたヘリウム三であつて、その重量が一グラム未満のものを除く。）

六十 ふっ素系潤滑剤

六十一 シート状又はストリップ状の磁性合金であつて、次のイ及びロに該当するもの

「削る」

イ 厚さが〇・〇五ミリメートル以下のもの又は高さが二五ミリメートル以下のもの

ロ 次のいずれかの材料で構成されるもの

(一) 鉄、クロム及びコバルト

(二) 鉄、コバルト及びバナジウム

(三) 鉄、クロム、コバルト及びバナジウム

(四) 鉄及びクロム六十二 レーザー溶接機

六十二 レーザー溶接機

六十三 プラズマ切断機

第三条 検査法施行令別表の二の項(一)の外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 軍用の化学製剤(次のイからヌまでのいずれかに該当するもの(ルに該当するものを除く。))

イ $\text{O}-\text{アルキル} \parallel \text{アルキル}$ ホスホノフルオリダート ($\text{O}-\text{アルキル}$ のアルキル基がシクロアルキル基であるものを含む、 $\text{O}-\text{アルキル}$ のアルキル基の炭素数が一〇以下であり、かつ、アルキルホスホノフルオリダートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)(以下に掲げるものを含む。)

(一) $\text{O}-\text{イソプロピル} \parallel \text{メチル}$ ホスホノフルオリダート (別名サリン)

(二) $\text{O}-\text{ピナコリル} \parallel \text{メチル}$ ホスホノフルオリダート (別名ソマン)

ロ $\text{O}-\text{アルキル} \parallel \text{N} \cdot \text{N}-\text{ジアルキル} \parallel \text{ホスホルアミド}$ シアニダート ($\text{O}-\text{アルキル}$ のアルキル基がシクロアルキル基であるものを含む、 $\text{O}-\text{アルキル}$ のアルキル基の炭素数が一〇以下であり、かつ、 $\text{N} \cdot \text{N}-\text{ジアルキル}$ のアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)($\text{O}-\text{エチル} \parallel \text{N} \cdot \text{N}-\text{ジメチル}$ ホスホルアミドシアニダート (別名タブン)を含む。)

ハ $\text{O}-\text{アルキル} \parallel \text{S}-\text{ニージアルキルアミノエチル} \parallel \text{アルキル}$ ホスホノチオラート ($\text{O}-\text{アルキル}$ のアルキル基がシクロアルキル

基であるものを含み、 O —アルキルのアルキル基の炭素数が一〇以下であり、かつ、 S —ニ—ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホノチオラートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類（ O —エチル $\parallel\text{S}$ —ニ—ジイソプロピルアミノエチル $\parallel$ メチルホスホノチオレート（別名 VX ）を含む。）

ニ S —ニ—ジアルキルアミノエチル $\parallel$ ヒドロゲン $\parallel$ アルキルホスホノチオレート（ S —ニ—ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホノチオラートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類
ホ 硫黄マスタード類（以下に掲げるものを含む。）

（一）ニ—クロロエチルクロロメチルスルフィド

（二）ビス（ニ—クロロエチル）スルフィド（別名マスタードガス）

（三）ビス（ニ—クロロエチルチオ）メタン

（四）一・ニ—ビス（ニ—クロロエチルチオ）エタン（別名セスキマスタード）

（五）一・三—ビス（ニ—クロロエチルチオ） —n— プロパン

（六）一・四—ビス（ニ—クロロエチルチオ） —n— ブタン

（七）一・五—ビス（ニ—クロロエチルチオ） —n— ペンタン

（八）ビス（ニ—クロロエチルチオメチル）エーテル

（九）ビス（ニ—クロロエチルチオエチル）エーテル（別名 O —マスタード）

ヘ ルイサイト類（以下に掲げるものを含む。）

（一）ニ—クロロビニルジクロロアルシン（別名ルイサイト一）

（二）ビス（ニ—クロロビニル）クロロアルシン（別名ルイサイト二）

ト （三）トリス（ニ—クロロビニル）アルシン（別名ルイサイト三）
窒素マスタード類（以下に掲げるものを含む。）

(一) ビス(ニークロロエチル)エチルアミン(別名HN一)
(二) ビス(ニークロロエチル)メチルアミン(別名HN二)
(三) トリス(ニークロロエチル)アミン(別名HN三)
枯葉剤(以下に掲げるものを含む。)

(一) ニークロロ―四―フルオロフェノキシ酢酸(別名LNF)
(二) ニ・四―ジクロロフェノキシ酢酸と混合された二・四・五―トリクロロフェノキシ酢酸

リ
サキシトキシ
ヌ
リシン

ル 次のいずれかに該当するもの

(一) 塩素

(二) ジホスゲン

(三) 臭化キシレン(オルソ、メタ、パラ)

(四) 臭化ベンジル

(五) ヨウ化ベンジル

(六) 臭化アセトン

(七) 臭化シアン

(八) 臭化メチルエチルケトン

(九) 塩化アセトン

(十) エチルヨウ化アセテート

(十一) ヨウ化アセトン

二 軍用の化学製剤の原料となる物質として、次のいずれかに該当するもの

イ 三―ヒドロキシ―メチルピペリジン

ロ フッ化カリウム

ハ エチレンクロロヒドリン

ニ ジメチルアミン

ホ 塩酸ジメチルアミン

ヘ フッ化水素

ト ベンジル酸メチル

チ 三―キヌクリジノン
 リ ピナコロン
 ヌ シアン化カリウム
 ル 一水素二フッ化カリウム
 ヲ 一水素二フッ化アンモニウム
 ワ 一水素二フッ化ナトリウム
 カ フッ化ナトリウム
 ヨ シアン化ナトリウム
 タ 五硫化リン
 レ ジイソプロピルアミン
 ソ ニ―ジエチルアミノエタノール
 ツ 硫化ナトリウム
 ネ トリエタノールアミン塩酸塩
 ナ 塩化アルミニウム
 ラ ジクロロメタン
 ム N・N―ジメチルアニリン
 ウ ニ―ブromoプロパン
 キ イソプロピルエーテル
 ノ イソプロピルアミン
 オ 臭化カリウム
 ク ピリジン
 ヤ 臭化ナトリウム
 マ 金属ソーダ
 ケ 三酸化硫黄
 フ トリブチルアミン
 コ トリエチルアミン
 エ トリメチルアミン
 三 軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質として、次のいずれかに該当するもの
 イ O・O―ジエチル||S―「二―(ジエチルアミノ)エチル」||

ホスホロチオラート（別名アミトン）並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類

ロ 一・一・三・三・三―ペンタフルオロ―二―（トリフルオロメチル）―プロペン（別名PFIB）

ハ 無能力化合物（三―キヌクリジニル―ベンジラート（別名BZ）を含む。）

ニ 二塩化カルボニル（別名ホスゲン）

ホ 塩化シアン

ヘ シアン化水素

ト トリクロロニトロメタン（別名クロロピクリン）

四 軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質の原料となる物質として、次のいずれかに該当するもの

イ アルキルホスホニルジフルオリド（アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）（メチルホスホニルジフルオリド（別名DF）を含む。）

ロ $\text{O}-\text{アルキル}-\text{O}-\text{二}-\text{ジアルキルアミノエチル}-\text{アルキルホスホニット}$ （ $\text{O}-\text{アルキル}$ のアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、 $\text{O}-\text{アルキル}$ のアルキル基の炭素数が一〇以下であり、かつ、 $\text{O}-\text{二}-\text{ジアルキルアミノエチル}$ 及びアルキルホスホニットのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類（ $\text{O}-\text{エチル}-\text{O}-\text{二}-\text{ジイソプロピルアミノエチル}-\text{メチルホスホニット}$ （別名QL）を含む。）

ハ $\text{O}-\text{二}-\text{ジアルキルアミノエチル}-\text{ヒドロゲン}-\text{アルキルホスホニット}$ （ $\text{O}-\text{二}-\text{ジアルキルアミノエチル}$ 及びアルキルホスホニットのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。）並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類

ニ $\text{O}-\text{イソプロピル}-\text{メチルホスホノクロリダート}$

ホ $\text{O}-\text{ピナコリル}-\text{メチルホスホノクロリダート}$

ヘ 炭素数が三以下である一のアルキル基との結合以外に炭素原子

との結合のないりん原子を含む化合物

ト N・N―ジアルキルホスホルアミジク||ジハリド (アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)

チ ジアルキル||N・N―ジアルキルホスホルアミダート (ジアルキル及びN・N―ジアルキルホスホルアミダートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)

リ 三塩化ヒ素

ヌ ニ・ニ―ジフェニル―ニ―ヒドロキシ酢酸

ル キヌクリジン―三―オール

ヲ N・N―ジアルキルアミノエチル―ニ―クロリド (アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。) 及びそのプロトン化塩類

ワ N・N―ジアルキルアミノエタン―ニ―オール (アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。) 及びそのプロトン化塩類 (N・N―ジメチルアミノエタノール及びN・N―ジエチルアミノエタノールを含む。)

カ N・N―ジアルキルアミノエタン―ニ―チオール (アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。) 及びそのプロトン化塩類

ヨ ビス (ニ―ヒドロキシエチル) スルフイド

タ 三・三―ジメチルブタン―ニ―オール

レ 塩化ホスホリル

ソ 三塩化リン

ツ 五塩化リン

ネ 亜リン酸トリメチル

ナ 亜リン酸トリエチル

ラ 亜リン酸ジメチル

ム 亜リン酸ジエチル

ウ 一塩化硫黄

キ 二塩化硫黄

ノ 塩化チオニル

オ エチルジエタノールアミン

ク メチルジエタノールアミン
ヤ トリエタノールアミン

2 検査法施行令別表の二の項(二)の外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 反応器であつて、容量が〇・一立方メートル超二〇立方メートル未満のものうち、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの
イ ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の四〇パーセントを超える合金

ロ ニッケルの含有量が全重量の二五パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の二〇パーセントを超える合金

ハ ふっ素樹脂

ニ ガラス

ホ タンタル又はタンタル合金

ヘ チタン又はチタン合金

ト ジルコニウム又はジルコニウム合金

二 貯蔵容器であつて、容量が〇・一立方メートルを超えるものうち、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

イ ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の四〇パーセントを超える合金

ロ ニッケルの含有量が全重量の二五パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の二〇パーセントを超える合金

ハ ふっ素樹脂

ニ ガラス

ホ タンタル又はタンタル合金

ヘ チタン又はチタン合金

ト ジルコニウム又はジルコニウム合金

三 熱交換器又は凝縮器であつて、伝熱面積が二〇平方メートル未満のものうち、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに該

当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの
イ ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の四〇パーセントを超える合金

ロ ニッケルの含有量が全重量の二五パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の二〇パーセントを超える合金

ハ ふっ素樹脂

ニ ガラス

ホ 黒鉛又はカーボングラファイト

ヘ タンタル又はタンタル合金

ト チタン又はチタン合金

チ ジルコニウム又はジルコニウム合金

リ 炭化けい素

ヌ 炭化チタン

四 蒸留塔又は吸収塔であつて、塔の断面積が〇・〇〇七八五平方メートルを超えるもののうち、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

イ ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の四〇パーセントを超える合金

ロ ニッケルの含有量が全重量の二五パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の二〇パーセントを超える合金

ハ ふっ素樹脂

ニ ガラス

ホ 黒鉛又はカーボングラファイト

ヘ タンタル又はタンタル合金

ト チタン又はチタン合金

チ ジルコニウム又はジルコニウム合金

五 充填用の機械であつて、遠隔操作が可能であり、かつ、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

イ ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の四〇パーセントを超える合金

ロ ニッケルの含有量が全重量の二五パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の二〇パーセントを超える合金

六 かくはん機であつて、第一号に該当するものに用いられるものうち、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

イ ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の四〇パーセントを超える合金

ロ ニッケルの含有量が全重量の二五パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の二〇パーセントを超える合金

ハ ふっ素樹脂

ニ ガラス

ホ タンタル又はタンタル合金

ヘ チタン又はチタン合金

ト ジルコニウム又はジルコニウム合金

七 弁であつて、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

イ ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の四〇パーセントを超える合金

ロ ニッケルの含有量が全重量の二五パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の二〇パーセントを超える合金

ハ ふっ素樹脂

ニ ガラス

ホ タンタル又はタンタル合金

ヘ チタン又はチタン合金

ト ジルコニウム又はジルコニウム合金

八 内容物の漏れを検知する装置を組み込んだ多重管であつて、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

イ ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の四〇パーセントを超える合金

ロ ニッケルの含有量が全重量の二五パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の二〇パーセントを超える合金

ハ ふっ素樹脂

ニ ガラス

ホ 黒鉛又はカーボングラファイト

ヘ タンタル又はタンタル合金

ト チタン又はチタン合金

チ ジルコニウム又はジルコニウム合金

九 ポンプであつて最高規定吐出し量が一時間につき〇・六立方メートルを超えるもの又は真空ポンプであつて最高規定吐出し量が一時間につき一立方メートルを超えるもの若しくはその部分品として設計されたケーシング、ケーシングライナー、インペラー、ローター若しくはジェットポンプノズルのうち、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

イ ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の四〇パーセントを超える合金

ロ ニッケルの含有量が全重量の二五パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の二〇パーセントを超える合金

ハ ふっ素樹脂（ふっ素の含有量が全重量の三五パーセントを超える重合体又はエラストマーに限る。）

ニ ガラス

ホ 黒鉛又はカーボングラファイト

ヘ タンタル又はタンタル合金

ト チタン又はチタン合金

チ ジルコニウム又はジルコニウム合金

リ セラミック

ヌ フェロシリコン

ル ニオブ又はニオブ合金

十 焼却装置であつて、使用中における燃焼室の平均温度が一、〇〇〇度を超えるもののうち、焼却する物質を供給する部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、又は被覆されたもの

イ ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の四〇パーセントを超える合金

ロ ニッケルの含有量が全重量の二五パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の二〇パーセントを超える合金

ハ セラミック

十一 空気中の物質を検知する装置又は検出器であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 前項に掲げるものについて空気中における濃度が一立方メートル当たり〇・三ミリグラム未満であっても検知することができるものであり、かつ、連続して使用することができるもの

ロ アンチコリンエステラーゼ作用を有する化合物を検知することができるもの

第四条

検査法施行令別表の三の項（一）の外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 細菌製剤であつて、戦時において使用することにより、人間若しくは動物に被害を及ぼし、装置の機能を妨げ、農作物に被害を及ぼし、又は環境を害する効果を増大するよう改良したもの

二 ウイルスであつて、アフリカ豚コレラウイルス、エボラウイルス、黄熱ウイルス、オーエスキー病ウイルス、オムスク出血熱ウイルス、オロポーチウイルス、キャサヌール森林病ウイルス、牛痘ウイルス、狂犬病ウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、口蹄疫ウイルス、サル痘ウイルス、小反芻獣疫ウイルス、水胞性口炎ウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、セントルイス脳炎ウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、チクングニヤウイルス、跳躍病ウイルス、テツシェン病ウイルス、デング熱ウイルス、痘瘡ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、トリインフルエンザウイルス、豚コレラウイルス、日

本脳炎ウイルス、ニューカッスル病ウイルス、ハンターンウイルス、ブタエンテロウイルス九型、フニウイルス、ブルータングウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ホワイトポックスウイルス、ポワッサンウイルス、マチュポウイルス、マールブルグウイルス、マレー溪谷脳炎ウイルス、ヤギ痘ウイルス、羊痘ウイルス、ラッサ熱ウイルス、リフトバレー熱ウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス又はロシオウイルス

三 細菌であつて、ウシ流産菌、オウム病クラミジア、ガス壊疽菌、Q熱リケツチア、コレラ菌、塹壕熱リケツチア、志賀赤痢菌、炭疽菌、チフス菌、腸管出血性大腸菌血清型O一五七、発疹チフスリケツチア、鼻疽菌、ブタ流産菌、ペスト菌、ボツリヌス菌、マルタ熱菌、野兔病菌、類鼻疽菌又はロッキー山紅斑熱リケツチア

四 毒素（免疫毒素を除く。）であつて、アブリン、ウエルシュ菌毒素、HT―ニトキシン、黄色ブドウ球菌毒素、コノトキシン、コレラ毒素、赤痢菌毒素、T―ニトキシン、テトロドトキシン、ベロ毒素及び志賀毒素様リボゾーム不活化蛋白質、ボツリヌス毒素又はミクロシスチン

五 細菌又は菌類であつて、コクリオボールス・ミヤベアヌス、コレトリクム・コフエヌム・バラエティー・ビルランス、ザントモナス・アルビリネアンス、ザントモナス・オリゼ・パソバー・オリゼ、ザントモナス・キャンペストリス・パソバー・シトリ、ピリキユラリア・オリゼ、ピリキユラリア・グリセア、プクシニア・グラミニス、プクシニア・ストリイフォルミス又はミクロシクルス・ウレイ

六 第二号、第三号若しくは前号に該当するものの核酸の塩基配列のうち病原性を発現させるもの又は第四号若しくは前条第一項第一号リ若しくは又該当するものを産生させる核酸の塩基配列を有する遺伝子（染色体、ゲノム、プラスミド、トランスポゾン及びベクターを含む。）

七 第二号、第三号若しくは第五号に該当するものの核酸の塩基配列

のうち病原性を発現させるもの又は第四号若しくは前条第一項第一号若しくは又該当するものを産出させる核酸の塩基配列を有するように遺伝子を改変した生物（微生物を含む。）

2 検査法施行令別表の三の項（二）の外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 物理的封じ込めに用いられる装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 物理的封じ込めのレベルがP三又はP四である施設用及び内蔵型の高性能粒子補足器フィルター用の装置

ロ クラスⅢ安全キャビネットの有する物理的封じ込めの機能と同等の機能を有するアイソレータ（軟膜式アイソレータ、ドライボックス、嫌気性チャンバー、グローブボックス及びラミナ気流式フードを含む。）

ハ 幅が二・五メートル以上であり、かつ、当該装置への出入りができるものであつて、床に取り付けることが可能なもの

二 発酵槽であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 密閉式のものであつて、容量が一〇〇リットル以上のもの

ロ 化合処理を特別に促進し、又は混合用を使用するために設計したものであつて、容量が二〇リットル未満のもの

ハ 生物学的物質に使用できるものであつて、容量が一〇リットル以上二〇リットル以下のもの

三 連続式の遠心分離機であつて、次のイからニまでのすべてに該当するもの

イ 流量が一時間につき一〇〇リットルを超えるもの

ロ 研磨したステンレス鋼又はチタンで構成されたもの

ハ メカニカルシールで軸封をしているもの

ニ 定置し、かつ、閉じた状態で蒸気により内部の滅菌をすることができもの

四 バッチ式の遠心分離機であつて、容量が四リットル以上のローターを有するもの

〔削る〕

五 クロスフローろ過用の装置であつて、次のイ及びロに該当するもの

イ 有効ろ過面積の合計が五平方メートル以上のもの

ロ 定置した状態で蒸気により内部の滅菌をすることができるもの
六 凍結乾燥器であつて、次のイ及びロに該当するもの

イ 二四時間につき五〇キログラム以上一、〇〇〇キログラム未満の水を作る能力を有するもの

ロ 蒸気により内部の滅菌をすることができるもの

七 完全な又は部分的な換気装置を有する防護服

八 粒子状物質の吸入の試験用の装置であつて、吸入室の容積が一立方メートル以上のもの

九 細菌製剤散布用に設計した噴霧器

十 微生物又は毒素をマイクログラプセル状に加工するための装置であつて、粒径が一〇ミクロン以下の微生物又は毒素に使用することができるもの（次に掲げるものを含む。）

イ 界面重合法を用いるもの

ロ 相分離法を用いるもの

第五条 検査法施行令別表の四の項の外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 ロケット又はペイロードを三〇〇キログラム以上運搬することができるロケットの製造用の装置若しくは工具（型を含む。以下この条において同じ。）

二 ペイロードを三〇〇キログラム以上運搬することができる無人航空機又はその製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品

三 エアゾールを噴霧するように設計した無人航空機であつて、燃料の他に粒子又は液体状で二〇リットルを超えるペイロードを運搬するように設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの（前号に該当するもの又は娯楽若しくはスポーツの用に供する模型航空機を除く。）

イ 自律的な飛行制御及び航行能力を有するもの

ロ 視認できる範囲を超えて人が飛行制御できる機能を有するもの
四 次のいずれかに該当する物資又はその製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品

イ ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケットに使用することができる物資であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 多段ロケットの各段

(二) 固体ロケット推進装置、ハイブリッドロケット推進装置又は液体ロケット推進装置であつて、全力積が八四一、〇〇〇ニュートン秒以上のもの

ロ 五〇〇 kilogram 以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができる物資であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 再突入機

(二) 再突入機の熱遮蔽体（セラミック又はアブレーション材料を用いたものに限る。）又はその部分品

(三) 再突入機のヒートシンク又はその部分品

(四) 再突入機に使用するように設計した電子機器

(五) 誘導装置であつて、飛行距離に対する平均誤差半径の比率が三・三パーセント以下のもの

(六) 推力の方向を制御する装置

(七) 弾頭又はその安全装置若しくは起動装置若しくは信管若しくは点火装置

五 推進装置若しくはその部分品、モータケースのライニング若しくは断熱材であつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品

イ ターボジェットエンジン又はターボファンエンジンであつて、次の(一)及び(二)に該当するもの

(一) 機体に搭載されていない状態における最大推力が四〇〇ニ

ニュートンを超えるもの（機体に搭載されていない状態における最大推力が八、八九〇ニュートンを超えるものであって、本邦の政府機関が民間航空機に使用することを認定したものを除く。）。

（二）海面上における標準大気状態での最大連続推力の燃料消費量が一時間につき推力一ニュートン当たり〇・一五キログラム以下のもの

ロ ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、パルスジェットエンジン若しくは複合サイクルエンジン（五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又はペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができる無人航空機に使用することができるものに限る。）又はこれらの部分品

ハ 固体ロケット用のモータケースであつて、ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるもの

ニ 固体ロケット用のモータケースのライニング（推進薬とモータケース又は断熱材を結合することができるものに限る。）であつて、五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機に使用することができるもの又は五〇〇キログラム未満のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機に使用するように設計したもの

ホ 固体ロケット用のモータケースの断熱材であつて、五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機に使用することができるもの又は五〇〇キログラム未満のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機に使用するように設計したもの

ヘ 固体ロケット用のモータケースのノズルであつて、ペイロード

を三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるもの

ト 液体状又はスラリー状の推進薬の制御装置であつて、周波数範囲が二〇ヘルツ以上二、〇〇〇ヘルツ以下で、かつ、加速度の実効値が九メートル毎秒毎秒を超える振動に耐えることができるように設計したもの（五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）又はその部分品（サーボ弁及びポンプを除く。）

チ 前号イの（二）に該当するハイブリッドロケット推進装置の部分品

リ 液体推進薬用のタンクであつて、次のいずれかに該当するものに使用するように設計したもの

（一）第十一号に該当する推進薬又はその原料となる物質

（二）液体推進薬（（一）に該当するものを除く。）であつて、五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケットに使用するもの

ヌ ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができる無人航空機に使用するように設計したターボプロップエンジンであつて、海面上における標準大気状態での最大推力が一〇キロワット以上のもの（本邦の政府機関が民間航空機に使用することを認定したものを除く。）又はその部分品

六 多段ロケットの切離し装置又は段間継手（五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケットに使用することができるものに限る。）又はこれらの製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品

七 非破壊検査装置であつて、その内部の寸法が一メートル以上のもの

ハ しごきスピニング加工機であつて、数値制御装置又は電子計算機によつて制御することができるものうち、輪郭制御をすることが

できる軸数が三以上のもの又はその部分品

九 サーボ弁又は推進薬の制御装置用のポンプであって、次のいずれかに該当するもの

イ 次の（一）及び（二）に該当するもののうち、（三）又は（四）のいずれかに該当するもの

（一）液体状又はスラリー状の推進薬の制御装置に使用するように設計したもの

（二）周波数範囲が二〇ヘルツ以上二、〇〇〇ヘルツ以下で、かつ、加速度の実効値が九メートル毎秒毎秒を超える振動に耐えることができるように設計したもの

（三）絶対圧力が七、〇〇〇キロパスカル以上の状態において一分につき〇・〇二立方メートル以上流すことができるように設計したサーボ弁であって、アクチュエータの応答時間が一〇〇ミリ秒未満のもの

（四）ポンプであって、軸の回転数が一分につき八、〇〇〇回転以上のもの又は吐出し圧力が七、〇〇〇キロパスカル以上のものの

ロ ターボポンプ（液体ロケット又はハイブリッドロケットの推進装置用のものに限る。）

十 推進薬の制御装置用のポンプに用いられるラジアル玉軸受であって、日本工業規格 B 一五一四―一号（転がり軸受―軸受の公差―第一部―ラジアル軸受）で定める精度が二級以上のもののうち、次のイからハまでのすべてに該当するもの

イ 内輪内径が一・二ミリメートル以上五・〇ミリメートル以下のもの
ロ 外輪外径が二・五ミリメートル以上一・〇〇ミリメートル以下のもの

ハ 幅が一・〇ミリメートル以上二・〇ミリメートル以下のもの

十一 推進薬又はその原料となる物質であって、次のいずれかに該当するもの

イ 濃度が七〇パーセントを超えるヒドラジン又はその混合物（腐

食防止処理のためのものを除く。）

ロ ヒドラジンの誘導体

ハ 過塩素酸アンモニウム又はその混合物

ニ アンモニウムジニトラミド又はその混合物

ホ 粒子が球形又は回転楕円体で、その径が二〇〇マイクロメートル未満のアルミニウムの粉であって、重量比による純度が九七パーセント以上のもののうち、国際規格ISO二五九一（一九八八）又はこれと同等の規格で定める測定方法により測定した径が六三マイクロメートル未満のものの含有量が全重量の一〇パーセント以上のもの

ヘ ジルコニウム（天然の比率でジルコニウムに含まれるハフニウムを含む。）、ベリリウム、マグネシウム又はこれらの合金の粉末状のものであって、篩、レーザー回折、光学式走査等を用いて測定した粒子の径が六〇マイクロメートル未満のものの含有量が全体積若しくは全重量の九〇パーセント以上のもの又はその少なくとも一を含む混合物（アルミニウム、マグネシウム、ジルコニウム又はベリリウムによってカプセル封じをしたものであるかないかを問わない。）

ト 重量比による純度が八五パーセント以上のほう素又はその合金の粉末状のものであって、篩、レーザー回折、光学式走査等を用いて測定した粒子の径が六〇マイクロメートル未満のものの含有量が全体積若しくは全重量の九〇パーセント以上のもの又はその少なくとも一を含む混合物（ほう素一〇の含有量が全重量の二〇パーセント以上のものを除き、アルミニウム、マグネシウム、ジルコニウム又はベリリウムによってカプセル封じをしたものであるかないかを問わない。）

チ 過塩素酸塩、塩素酸塩若しくはクロム酸塩であって、粉末状の金属若しくは燃料成分が混合されたもの又は過塩素酸ナトリウムリカルボラン、デカボラン、ペンタボラン又はこれらの誘導体又はその混合物

又 液体酸化剤であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 三酸化二窒素

(二) 二酸化窒素又は四酸化二窒素

(三) 五酸化二窒素

(四) 窒素酸化物の混合物

(五) 耐腐食性を有する赤煙硝酸又はその混合物

(六) ふっ素及びその他のハロゲン、酸素又は窒素からなる化合物又はその少なくとも一を含む混合物（三ふっ化塩素及び気体の三ふっ化窒素を除く。）

ル 末端にカルボキシル基を有するポリブタジエン

ヲ 末端に水酸基を有するポリブタジエン

ワ グリシジルアジドの重合体

カ ブタジエンとアクリル酸との重合体

ヨ ブタジエンとアクリロニトリルとアクリル酸との重合体

タ 発熱量が一キログラム当たり四〇、〇〇〇、〇〇〇ジュール以上の推進薬

レ トリスー—（二—メチル）アジリジニルホスフィンオキシド（別名MAPO）

ソ テトラエチレンペンタミン、アクリロニトリル及びグリシドールの反応生成物

ツ テトラエチレンペンタミン及びアクリロニトリルの反応生成物
ネ イソフタル、トリメシン、イソシアヌル又はトリメチルアジピンの骨格を有する多官能性アジリジンアミドであつて、二—メチルアジリジン基又は二—エチルアジリジン基を有するもの

ナ トリフェニルビスマス

ラ フェロセン誘導体

ム トリエチレングリコールジナイトレート

ウ トリメチロールエタントリナイトレート

キ 一・二・四—ブタントリオールトリナイトレート

ノ ジエチレングリコールジナイトレート

オ ポリテトラハイドロフランポリエチレングリコール
ク 四・五―ジアジドメチル―二―メチル―一・二・三―トリアゾ
ール

ヤ メチル―ニトラトエチルニトラミン

マ エチル―ニトラトエチルニトラミン

ケ ブチル―ニトラトエチルニトラミン

フ ビス(二・二―ジニトロプロピル)アセタール

コ ビス(二・二―ジニトロプロピル)フォルマール

エ ヒドラジンニトロホルメート又はその混合物

テ ヘキサニトロヘキサアザイソウルチタン又はその混合物

ア メチルヒドラジン又はその混合物

サ 一・二―ジメチルヒドラジン又はその混合物

キ 一・一―ジメチルヒドラジン又はその混合物

ユ イソシアナートであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) トルエンジイソシアナート(別名TDI)

(二) メチレンビス(四・一―フェニレン)〓ジイソシアナート

(別名MDI)

(三) イソホロンジイソシアナート(別名IPID)

(四) ヘキサメチレンジイソシアナート(別名HDI又はHNMDI)

(五) ジメリルジイソシアナート(別名DDI)

メ 硝酸アンモニウム(化学的に純粋なものに限る。)又は相安定

化硝酸アンモニウム

十二 次のいずれかに該当する推進薬若しくはその原料となる物質の製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはその製造装置又はこれらの部分品(次号から第十六号までのいずれかに該当するものを除く。)

イ 前号(メを除く。)に該当する物資

ロ シクロテトラメチレンテトラニトラミン又はシクロトリメチレントリニトラミン

ハ コンポジット推進薬

ニ ニーニトロジフェニルアミン又はNーメチルーPーニトロアニリン

十三 バッチ式の混合機（液体用のものを除く。）であつて、○以上一三・三二六キロパスカル以下の絶対圧力で混合することができるもののうち、混合容器内の温度を制御することができ、かつ、次のイ及びロに該当するもの又はその部分品

イ 全容量が一〇リットル以上のもの

ロ 混合機を中心軸から離れた混和軸又は捏和軸を少なくとも一本有するもの

十四 連続式の混合機（液体用のものを除く。）であつて、○以上一三・三二六キロパスカル以下の絶対圧力で混合することができるもののうち、混合容器内の温度を制御することができ、かつ、次のいずれかに該当するもの又はその部分品

イ 二本以上の混和軸又は捏和軸を有するもの

ロ 振動機能を備えた一本の回転軸を有し、かつ、混合容器内及び回転軸上に捏和のための突起を有するもの

十五 第十一号若しくは第十二号ロからニまでのいずれかに該当する推進薬若しくはその原料となる物質を粉碎することができるジェットミル又はその部分品

十六 第十一号ホからトまでのいずれかに該当する金属の粉末（噴霧粉又は球形粉に限る。）の製造用の装置又はその部分品

十七 複合材料、繊維、プリプレグ又はプリフォーム（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）の製造用の装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品若しくは附属品
イ フィラメントワインディング装置又はファイバープレイスメント装置であつて、繊維を位置決めし、包み作業及び巻き作業を行うもののうち、それらの作業を相関して制御することができる軸数が三以上のもの又はその制御装置

ロ ファイラメントワインディング装置であつて、次の（一）から（三）までのすべてに該当するもの又はその制御装置若しくはマンドレル

（一） 繊維を位置決めし、包み及び巻く作業を行うもののうち、それらの作業を相関して制御することができる軸数が二以上のもの

（二） 複合材料からなる構造物を製造するため、又は繊維状の物質をラミネートするために特に設計したもの

（三） 直径が七五ミリメートル以上の円筒形の管を製造することができるもの

ハ 複合材料又は繊維からなる航空機の機体又はロケットの構造物を製造するためのものであつて、次のいずれかに該当するもの

（一） テープ又はシートを位置決めし、及びラミネートする作業を行うもののうち、それらの作業を相関して制御することができる軸数が二以上のもの

（二） トウを位置決めし、及びラミネートする作業を行うもののうち、それらの作業を相関して制御することができ、サーボ制御により動作する軸数が二以上のもの

ニ 三次元的に織ることができる織機又はインターレーシングマシン

ホ 繊維の製造用の装置であつて、次のいずれかに該当するもの

（一） 重合体繊維から他の繊維を製造する装置

（二） 熱したファイラメント状の基材に元素又は化合物を蒸着させるための装置

（三） 耐火セラミックスの湿式紡糸装置

ヘ 繊維の表面処理又はブリブプレグ若しくはブリフォームの製造を行うように設計したもの

十八 ノズルであつて、原料ガスの熱分解（一、三〇〇度以上二、九〇〇度以下の温度範囲において、かつ、一三〇パスカル以上二〇、〇〇〇パスカル以下の絶対圧力の範囲において行うものに限る。）

により生成する物質を基材に定着させるためのもの

十九 ロケット推進装置のノズル若しくは再突入機の先端部の製造用の装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はその制御装置イ 構造材料の炭素の密度を増加させるためのもの

ロ 原料ガスの熱分解により生成する炭素を基材に定着させるためのもの

二十 アイソスタチックプレスであつて、次のイからハまでのすべてに該当するもの又はその制御装置

イ 最大圧力が六九メガパスカル以上のもの

ロ 中空室内の温度制御ができるもの（中空室内の温度が六〇〇度以上の場合に限る。）

ハ 中空室の内径が二五四ミリメートル以上のもの

二十一 炭素及び炭素繊維を用いた複合材料の炭素の密度を増加させるために設計した炉であつて、化学的気相成長用のもの又はその制御装置

二十二 構造材料であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 比強度が七六、二〇〇メートルを超え、かつ、比弾性率が三、一八〇、〇〇〇メートルを超えるものからなる複合材料（プリプレグであつて、ガラス転移点が一四五度以下のものを除く。）又はその成型品（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができろケット、無人航空機又は第四号に該当する物資に使用するように設計したものに限る。）

ロ ロケット用に設計した炭素及び炭素繊維を用いた複合材料又はその成型品（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケットに使用することができるものに限る。）

ハ 融点が三、〇〇〇度以上のセラミックの複合材料であつて、次のいずれかに該当するもの

（一）円筒であつて、直径が一二〇ミリメートル以上で、かつ、長さが五〇ミリメートル以上のもの

(二) 管であつて、内径が六五ミリメートル以上で、厚さが二五ミリメートル以上で、かつ、長さが五〇ミリメートル以上のものの

(三) 塊であつて、各辺の長さがそれぞれ一二〇ミリメートル以上、一二〇ミリメートル以上及び五〇ミリメートル以上の直方体を切り出すことができるもの

ニ 人造黒鉛であつて、次のいずれかに該当するもの（ロケットのノズル又は再突入機の先端部に使用することができるものに限る。）

(一) 一五度の温度で測定したときのかさ密度が一立方センチメートル当たり一・七二グラム以上、かつ、粒子の径が一〇〇マイクロメートル以下の人造黒鉛であつて、次のいずれかに加工することができるもの

1 円筒であつて、直径が一二〇ミリメートル以上で、かつ、長さが五〇ミリメートル以上のもの

2 管であつて、内径が六五ミリメートル以上で、厚さが二五ミリメートル以上で、かつ、長さが五〇ミリメートル以上のもの

3 塊であつて、各辺の長さがそれぞれ一二〇ミリメートル以上、一二〇ミリメートル以上及び五〇ミリメートル以上の直方体を切り出すことができるもの

(二) 熱分解黒鉛（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができる無人航空機に使用することができるものに限る。）

(三) 繊維で強化した黒鉛（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができる無人航空機に使用することができるものに限る。）

ホ ロケット又は無人航空機のレードーム（ペイロードを三〇〇キ

ロメートル以上運搬することができるロケット又は五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キログラム以上運搬することができる無人航空機に使用することができるものに限る。）に使用するためのセラミックの複合材料（一〇〇メガヘルツ以上一〇〇ギガヘルツ以下の範囲のいずれかの周波数における比誘電率が六未満のものに限る。）

へ ロケット若しくは無人航空機の先端部、再突入機又はノズルフラップ（ペイロードを三〇〇キログラム以上運搬することができるロケット又は五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キログラム以上運搬することができる無人航空機に使用することができるものに限る。）に使用することができる炭化けい素で強化された未焼成セラミック又は強化された炭化けい素セラミック複合材料

ト 粒子の径が五〇〇マイクロメートル以下の粉末状のタンゲステン、モリブデン又はこれらの合金であって、純度が九七パーセント以上のもののうち、ロケット推進装置の部分品の製造に使用することができるもの（噴霧粉又は球形粉であり、かつ、ペイロードを三〇〇キログラム以上運搬することができるロケット又は五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キログラム以上運搬することができる無人航空機に使用することができるものに限る。）

チ ペイロードを三〇〇キログラム以上運搬することができるロケット又は五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キログラム以上運搬することができる無人航空機に使用することができるマルエージング鋼であって、次の（一）及び（二）又は（三）に該当するもの

（一） 次のいずれかに該当するもの

1 固溶化熱処理段階で二〇度の温度において測定した最大引張強さが九〇〇、〇〇〇、〇〇〇パスカル以上のもの

2 析出硬化熱処理段階で二〇度の温度において測定した最大

引張強さが一、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇パスカル以上のもの
(二) 次のいずれかに該当するもの

1 厚さが五ミリメートル以下の板又は管

2 厚さが五〇ミリメートル以下の管であつて、かつ、内径が二七〇ミリメートル以上のもの

(三) 引張強さが二〇度の温度において一、五〇〇メガパスカル以上となるもののうち、外径が七五ミリメートル以上の棒又は円筒形のもの

リ 特殊鋼であつて、抑制赤煙硝酸又は硝酸に耐食性を有するもの

二十三 加速度計若しくはジャイロスコープ若しくはこれらを用いた装置、航法装置若しくは磁気方位センサーであつて、次のいずれかに該当するもの（イからトまでに該当するものについては、ロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）又はこれらの部分品

イ ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用するように設計した航法装置であつて、ジャイロスタビライザー又は自動操縦装置とともに使用するように設計したもの

ロ ジャイロ天測航法装置又は天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置

ハ 直線加速度計であつて、慣性航法装置用又は誘導装置用を使用するように設計したもののうち、スケールファクターの再現性が一年間につき〇・一二五パーセント未満であつて、バイアスの再現性が一年間につき〇・〇一二六三メートル毎秒毎秒未満のもの（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）

ニ ジャイロスコープであつて、九・八一メートル毎秒毎秒の直線加速度の状態におけるドリフトレートの安定性が一時間につき〇・五度未満のもの（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができる

ものに限る。)

ホ 加速度計又はジャイロスコープであつて、慣性航法装置又は誘導装置に使用するように設計したもののうち、九八一メートル毎秒毎秒を超える直線加速度で使用することができるように設計したもの

ヘ ハ若しくはホに該当する加速度計又はニ若しくはホに該当するジャイロスコープを用いた装置

ト 磁気方位センサーであつて、次の(一)から(三)までのすべてに該当するものうち、軸数が三のもの

(一) ピッチ角(プラスマイナス九〇度)及びロール角(プラスマイナス一八〇度)の内部傾き補正を有するもの

(二) 緯度プラスマイナス八〇度の地点における方位角精度の実効値が局所磁場に対して〇・五度未満のもの

(三) 飛行制御又は航法システムと統合するように設計したもの
チ 慣性装置(民間航空機、人工衛星又は地球物理学的研究用の装置に使用されるものを含む。)及びその関連試験装置

二十四 ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用するように設計した統合された航法システムであつて、平均誤差半径が二〇〇メートル以下の精度のもの

二十五 加速度計若しくはジャイロスコープ若しくはこれらを用いた装置、航法装置、磁気方位センサー又は統合された航法システムの製造用の装置若しくは工具、試験装置、校正装置若しくは心合わせ装置又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの
イ 前二号に該当するものの製造用の装置若しくは工具、試験装置、校正装置若しくは心合わせ装置(ロからヘまでのいずれかに該当するものを除く。)又はこれらの部分品

ロ 遠心力式釣合い試験機(齒科用装置又は医療用装置を試験するように設計したものを除く。)であつて、次の(一)から(四)までのすべてに該当するもの

(一) 重量が三キログラムを超えるローターを試験することができないもの

(二) 一分につき一二、五〇〇回転を超える回転数でローターを試験することができるもの

(三) 二面以上での不釣合いを試験できるもの

(四) ローターの重量に対する残留不釣合いが一キログラムにつき〇・二グラムミリメートル以下のもの

ハ 表示装置であつて、ロに該当するものに使用することができるように設計したもの

ニ モーションシミュレーター又はレートテーブルであつて、次の

(一) から(三)までのすべてに該当するもの(工作機械又は医療用装置に使用するように設計したものを除く。)

(一) 軸数が二以上のもの

(二) スリップリング又は電気の供給若しくは信号情報の伝達を行うことができる非接触型の装置を用いるもの

(三) 次のいずれかに該当するもの

1 いずれかの軸における角速度が一秒につき四〇〇度以上又は三〇度以下のものであつて、当該角速度の分解能が一秒につき六度以下のもののうち、当該角速度の精度が一秒につき〇・六度以下のもの

2 いずれかの軸が一〇度以上回転する場合における角速度が、〇・〇五パーセント以下の精度で安定するもの

3 角度の位置決め精度が五秒以下のもの

ホ ポジショニングテーブルであつて、次の(一)及び(二)に該当するもの(工作機械又は医療用装置に使用するように設計したものを除く。)

(一) 軸数が二以上のもの

(二) 角度の位置決め精度が五秒以下のもの

ヘ 遠心加速度試験機であつて、九八〇メートル毎秒毎秒を超える加速度を与えることができ、スリップリング又は電気の供給若し

くは信号情報の伝達を行うことができる非接触型の装置を用いるもの

二十六 五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用するように設計した飛行制御装置又は姿勢制御装置

二十七 前号に掲げるものに使用するように設計したサーボ弁であつて、周波数範囲が二〇ヘルツ以上二、〇〇〇ヘルツ以下の全域において加速度の実効値が九八メートル毎秒毎秒を超える振動に耐えることができるように設計したもの

二十八 前二号に掲げるものの試験装置、校正装置又は心合わせ装置

二十九 アビオニクス装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ レーダー(五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用するように設計したものに限る。)

ロ パッシブセンサーであつて、特定の電磁波源の方向又は地形の特性を探知するもの(五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用するように設計したものに限る。)

ハ 衛星航法システムからの電波を受信する装置であつて、次の(一)若しくは(二)に該当するもの又はそのために特に設計した部分品

(一) 五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用するように設計したもの

(二) 航行又は飛しようする移動体を使用するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 毎秒六〇〇メートルを超える速度のもとで、航法に係る情報を提供することができるもの

2 軍隊又は政府機関による使用を目的として設計若しくは改良され、かつ、衛星航法システムで用いられる暗号化された

信号又はデータにアクセスするための暗号の復号機能を有するもの（民生用途又は生命若しくは身体の安全を確保するための航法データを受信するように設計したものを除く。）

3 意図的な妨害を受ける環境のもとで機能することを目的として、ナルステアラブルアンテナ、電子的に走査が可能なアンテナその他妨害除去機能を有するように設計したもの（民生用途又は生命若しくは身体の安全を確保するための航法データを受信するように設計したものを除く。）

ニ 一二五度を超える温度における使用を目的として設計若しくは改良された軍用の電子組立品又はその部分品（五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができ、ロケット又は無人航空機に使用するように設計したものに限り。）

ホ ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケットに使用するように設計したアンビリカル電気コネクタ又は段間電気コネクタ（ペイロードとロケットの間の電気コネクタを含む。）

三十 ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるように設計した熱電池であって、電解質として固体の非導電無機塩類を含むもの

三十一 航空機又は船舶に用いられる重力計又は重力勾配計であって、精度が〇・七ミリガル以下のものうち、測定所要時間が二分以内のもの（五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるように設計したものに限り。）又はこれらの部分品

三十二 ロケット又は無人航空機の発射台又は地上支援装置であって、次のいずれかに該当するもの

イ ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機の取扱い、制御、作動又は発射用に設計した装置

ロ 五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機の輸送、取扱い、制御、作動又は発射用に設計した車両

三十三 ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用するように設計した無線遠隔測定装置又は無線遠隔制御装置（地上装置を含む。）であって、次のいずれにも該当しないもの

イ 有人航空機又は人工衛星に使用するように設計したもの

ロ 陸上又は海洋において用いられる移動体に使用するように設計したもの

ハ 民生用途又は生命若しくは身体の安全を確保するための航法データを提供する衛星航法システムからの情報を受信するように設計したもの

三十四 ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができる追跡装置であって、次のいずれかに該当するもの

イ ロケット又は無人航空機に搭載されたコード変換器を使用するものであって、地上、海上若しくは飛しょう体上の連携機器又は衛星航法システムとの相互連携の下で、即時に飛行位置及び速度のデータを計測することができるもの

ロ 距離測定用のレーダーであって、光を利用した追跡装置を有するもののうち、次の（一）から（三）までのすべてに該当するもの

（一） 角度分解能が三ミリラジアン未満のもの

（二） 距離分解能の二乗平均が一〇メートル未満で測定することができる距離が三〇キロメートル以上のもの

（三） 速度分解能が一秒につき三メートル未満のもの

三十五 五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケットに搭載するように設計したアナログ電子計算機又はデジタル電子計算機であって、次のいずれかに該

当するもの

イ 零下四五度より低い温度から五五度を超える温度まで使用することができるよう設計したもの

ロ 全吸収線量がシリコン換算で五〇万ラド以上となる放射線照射に耐えることができるように設計したもの

三十六 アナログデジタル変換用の集積回路又はアナログデジタル変換器(五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。)であって、次のいずれかに該当するもの

イ アナログデジタル変換用の集積回路であって、全吸収線量がシリコン換算で五〇万ラド以上となる放射線照射に耐えることができるように設計したもの又は次の(一)から(三)までのすべてに該当するもの

(一) 分解能が八ビット以上のもの

(二) 零下四五度より低い温度から一二五度を超える温度まで使用することができるように設計したもの

(三) 気密封止したもの

ロ 電気入力型のアナログデジタル変換用の組立品又はモジュールであって、次の(一)から(三)までのすべてに該当するもの

(一) 分解能が八ビット以上のもの

(二) 零下四五度より低い温度から五五度を超える温度まで使用することができるように設計したもの

(三) イに該当する集積回路を組み込んだもの

三十七 振動試験装置若しくはその部分品、空気力学試験装置、燃焼試験装置、環境試験装置又は電子加速器若しくはこれを用いた装置又は風洞の部分品であって、次のいずれかに該当するもの

イ 振動試験装置又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの(ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機又は第四号に該当する物資の開発又は試験に用いることができるものに限る。)

(二) デジタル制御方式の振動試験装置であつて、次の 1 及び 2 に該当するもの

1 試験体がない状態における加振力が五〇キロニュートン以上のものであつて、二〇ヘルツ以上二、〇〇〇ヘルツ以下のいずれの周波数においても加速度の実効値が九八メートル毎秒毎秒以上の振動を発生させることができるもの

2 フィードバック制御技術又は閉ループ制御技術を用いたもの

(二) 振動試験装置の部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

1 (一) に該当する振動試験装置の制御に使用するように設計した部分品であつて、振動試験用のプログラムを用いたものであり、かつ、五キロヘルツを超える帯域幅で実時間での振動試験をデジタル制御するもの

2 (一) に該当する振動試験装置に使用することができる振動発生機であつて、試験体がない状態における加振力が五〇キロニュートン以上のもの

3 (一) に該当する振動試験装置に使用することができる振動台又は振動発生装置の部分品であつて、試験体がない状態における加振力が五〇キロニュートン以上となる振動を発生させるために二台以上の振動発生機を接続して使用するように設計したもの

ロ マッハ数が〇・九以上の速度の状態を作ることができる空気力学試験装置(ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機、第三号に該当する無人航空機又は第四号に該当する物資の開発又は試験に用いることができるものに限る。マッハ数が三以下で、かつ、測定部断面の長さが二五〇ミリメートル以下の風洞を除く。)

ハ 燃焼試験装置であつて、推力が六八キロニュートンを超える固体ロケット、液体ロケット若しくはロケット推進装置を試験する

ことができるもの又は同時に三軸方向の推力成分を測定することができるもの（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機又は第四号に該当する物資の開発又は試験に用いることができるものに限る。）

ニ 飛行の状態をシミュレートすることができる環境試験装置であつて、次の（一）及び（二）に該当するもの（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機、第三号に該当する無人航空機又は第四号に該当する物資の開発又は試験に用いることができるものに限る。）

（一）高度が一五、〇〇〇メートル以上の状態又は零下五〇度以上一二五度以下のすべての温度範囲の状態をシミュレートすることができるもの

（二）周波数範囲が二〇ヘルツ以上二、〇〇〇ヘルツ以下で、かつ、試験体がない状態における加速度の実効値が九メートル毎秒毎秒以上の振動を発生させることができるもの（加振力が五キロニュートン以上のものに限る。）又は基準音圧が二〇マイクログラムパスカルの場合の音圧レベルが一四〇デシベル以上の音を発生させることができるもの若しくは定格の音響出力の合計が四キロワット以上のもの

ホ 電子加速器であつて、二メガエレクトロンボルト以上のエネルギーを有する加速された電子からの制動放射によって電磁波を放射することができるもの又はこれを用いた装置（医療用に設計したものを除き、ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機又は第四号に該当する物資の開発又は試験に用いることができるものに限る。）

ヘ 風洞に使用することができる天秤、熱流計測装置又は気流制御装置

三十八 五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット、第四号イに該当する物資（五〇〇キログラム以上のペイロードを運搬することができるロケットに

使用することができるものに限り。又は同号ロに該当する貨物を設計するためのハイブリッド電子計算機（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができる物資を設計するために設計したプログラムを有するものに限り。）

三十九 電波、音波（超音波を含む。）若しくは光（紫外線及び赤外線に限る。）の反射若しくは放射を減少させるステルス技術を用いた材料若しくは装置であつて、ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機、第三号に該当する無人航空機若しくは第四号に該当する物資に使用することができるもの又はこれらの試験装置

四十 集積回路、探知装置又はレードーム（五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限り。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 全吸収線量がシリコン換算で五〇万ラド以上となる放射線照射に耐えることができるように設計した集積回路であつて、ロケット又は無人航空機を核の影響から防護するために使用することができるもの

ロ ロケット又は無人航空機を核の影響から防護するために設計した探知装置

ハ 五〇キロパスカルを超える圧力において一平方メートル当たり四、一八四キロジュールを超える熱衝撃に耐えることができるように設計したレードームであつて、ロケット又は無人航空機を核の影響から防護するために使用することができるもの

四十一 パイロ弁

四十二 リング形磁石であつて、次のイ及びロに該当するもの

イ 外径と内径の比が一・六対一以下のもの
ロ 次のいずれかの材料で構成されるもの

（一）アルミニウム、ニッケル及びコバルト

-
- (二) フェライト
 - (三) サマリウム及びコバルト
 - (四) ネオジム、鉄及びホウ素
- 四十三 シート状又はストリップ状の磁性合金であつて、次のイ及びロに該当するもの
- イ 厚さが〇・〇五ミリメートル以下のもの又は高さが二五ミリメートル以下のもの
- ロ 次のいずれかの材料で構成されるもの
- (一) 鉄、クロム及びコバルト
 - (二) 鉄、コバルト及びバナジウム
 - (三) 鉄、クロム、コバルト及びバナジウム
 - (四) 鉄及びクロム
- 四十四 周波数変換器であつて、次のイ及びロに該当するもの
- イ 四〇ワット以上の出力を得ることができるもの
- ロ 出力が二相以上のものであつて、周波数が六〇〇ヘルツ超二、〇〇〇ヘルツ未満の出力を得ることができるもの
- 四十五 アルミニウム合金（鍛造したものを含む。）であつて、引張強さが二〇度の温度において四一五メガパスカル以上となるもののうち、外径が七五ミリメートル以上の棒又は円筒形のもの
- 四十六 炭素繊維、アラミド繊維若しくはガラス繊維又は炭素繊維、アラミド繊維若しくはガラス繊維を用いたプリプレグであつて、次のいずれかに該当するもの
- イ 炭素繊維、アラミド繊維若しくはガラス繊維であつて、次の（一）及び（二）に該当するもの
- (一) 比弾性率が三、一八〇、〇〇〇メートルを超えるもの
 - (二) 比強度が七六、二〇〇メートルを超えるもの
- ロ イに該当する繊維に熱硬化性樹脂を含浸したプリプレグであつて、次の（一）及び（二）に該当するもの
- (一) 繊維状のもの
 - (二) 幅が三〇ミリメートル以下のテープ状のもの

四十七 レーザー溶接機

四十八 数値制御を行うことができる工作機械であつて、輪郭制御をすることができる軸数が四若しくは五のもの又は放電加工をすることができるもの

四十九 プラズマ切断機

五十 金属水素化物

五十一 高分子化合物であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 末端に水酸基を有するポリエーテル（別名H T P E）

ロ 末端に水酸基を有するカプロラクトンエーテル（別名H T C E）

ハ ポリプロピレングリコール（別名P P G）

ニ ポリグリコール酸（別名P G A）

ホ ポリエチレングリコール（別名P E G）

五十二 ミサイル防衛に係る対抗措置サブシステム及び侵入支援装置であつて、ミサイル防衛システムを飽和させ、混乱させ、又は当該ミサイル防衛システムから逃れるよう設計したもの（例えば、ジャマー、チャフ又はデコイ）

五十三 金属マンガンのろう付けはく

五十四 水圧加工装置

五十五 熱処理炉（八五〇度を超える温度において使用することができるものであつて、寸法が一メートルを超えるものに限る。）

五十六 摩擦かくはん接合装置

五十七 ロケット又は無人航空機の空気力学分析及び熱力学分析のためのモデルに関連する技術と内容とする情報が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体

五十八 高速度の撮影が可能なカメラ又はこれを用いた装置（医療用の画像システムにおいて使用されているものを除く。）

五十九 六以上の車軸を有するトラックのシャシ

第六条 検査法施行令別表の五の項の外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 銃砲若しくはその他の装置であつて、爆発物を発射し若しくは投下するもの（第十九号において「銃砲等」という。）若しくはこれらの附属品又はこれらの部分品であつて、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（へに該当するものを除く。）

イ 口径二〇ミリメートル未満の滑腔銃又は口径一二・七ミリメートル以下の銃砲（滑腔銃を除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの

（一）小銃

（二）カービン銃

（三）回転式けん銃

（四）けん銃

（五）短機関銃

（六）機関銃

（七）滑腔銃であつて、軍用に設計したものの、自動式のもの、半自動式のもの又はポンプアクション式のもの

（八）葉きょうのない弾薬を使用するもの（（一）から（七）までに掲げるものを除く。）

ロ イに掲げるものの附属品であつて、次のいずれかに該当するものの

（一）消音器

（二）特殊銃架

（三）給送弾装置

（四）照準具（電子的画像処理機能を有しない光学式のもの（その倍率が四倍以下のものに限る。）であつて、軍用に設計されていないものを除く。）

（五）消炎器

ハ イ及びロに掲げるもののために特に設計した部分品

ニ 口径二〇ミリメートル以上の滑腔銃、口径一二・七ミリメートルを超える銃砲（滑腔銃を除く。）若しくは投射装置又はこれらの附属品であつて、次のいずれかに該当するもの

(二) 次のいずれかに該当するもの

- 1 火砲
 - 2 加農砲
 - 3 りゅう弾砲
 - 4 迫撃砲
 - 5 対戦車火器
 - 6 飛しょう体投射装置
 - 7 軍用火炎放射器
 - 8 小銃
 - 9 無反動砲
 - 10 滑腔銃
 - 11 1 から 10 までに掲げるものための痕跡減少装置
- (二) 軍用に設計した煙幕、ガス若しくは照明弾の投射装置又は発生器（信号銃を除く。）

(三) 照準具

(四) (一) に掲げるものための銃架

ホ ニに掲げるもののために特に設計した部分品（三の（一）に掲げるものの部分品にあつては、液体燃料の装填用に特に設計した噴射装置、計量装置、貯蔵容器その他の部分品を含む。）

ヘ 次のいずれかに該当するもの

(一) イ及びニの（一）に掲げるものうち、次のいずれかに該当するもの

- 1 昭和十三年より前に製造されたマスケット銃、小銃又はカービン銃
 - 2 明治二十三年より前に製造されたマスケット銃、小銃又はカービン銃の複製品
- (二) イに掲げるもののうち、次のいずれかに該当するもの
- 1 狩猟用又はスポーツ用の滑腔銃（軍用に設計したもの及び自動式のものを除く。）
 - 2 明治二十三年より前に製造された回転式けん銃、けん銃若

しくは機関銃又はこれらの複製品

3 擬製弾用に特に設計した銃砲（次号に掲げる銃砲弾を発射できないものに限る。）

4 薬きょうに入った弾薬であつて、中央雷管式でないものを使用するもの（自動式のものを除く。）

（三）ロに掲げるもののうち、このへの（一）及び（二）に掲げるものの附属品

（四）ハに掲げるもののうち、このへの（一）から（三）までに掲げるものの部分品

（五）ニに掲げるもののうち、手持ち式飛しょう体発射装置であつて、ロープ付き飛しょう体（高性能爆薬を装填しておらず、かつ、通信装置を有しないものに限る。）を五〇メートルを超えない範囲内において発射するために特に設計したもの若しくはその附属品

（六）ホに掲げるもののうち、このへの（一）及び（五）に掲げるものの部分品

二 銃砲弾若しくは信管測合装置であつて、次のイ若しくはロに該当するもの又はそのために特に設計した部分品（ハに該当するものを含む。）

イ 前号及び第十六号に掲げるものの銃砲弾。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

（一）空包及び薬室に穴の開いた擬製弾

（二）実包であつて、次のいずれかの目的のために特に設計したもの

1 信号用

2 鳥類の威嚇用

3 油井におけるガスの点火用

ロ イに掲げる銃砲弾のために特に設計した信管測合装置
ハ 次のいずれかに該当するもの

（一）金属製品又はプラスチック製品（次に掲げるものを含む。）

雷管用発火金

2 薬きょう

3 薬きょう用リンク

4 導環

5 弾薬用の金属製部品（1から4までに掲げるものを除く。

（二）安全解除裝置

(三) 信管

(四) センサー

（五）点火装置

(六) 炸薬用可燃性薬きょう

(七) 子弾（小型爆弾、散布型地雷及び終末誘導弾を含む。）

三 軍用に設計した爆発物（銃砲弾を除く。）若しくはその附属品であつて、次のいずれかに該当するもの又はそのために特に設計した

部分品

イ
爆弾

口魚雷

ハ
手
り
ゆ
う
弾

二 発煙爆弾

ホ
ロ
ケ
ツ
ト
弾

地雷

ト
ミ
サ
イ
ル

千爆雷

リ
爆破薬

又
爆破装置

ル
火工剤又はその点火装置

ヲ 薬きよう

ワ
焼夷弾

カ
火炎びん

ヨ ロケット推進装置のノズル及び再突入機の先端部
タ 発破器

レイ からヨまでに掲げるもののためのシミュレーター

四 前号（タを除く。）に掲げるもの及び簡易爆発装置の操作、制御、起動、発射、敷設、除去、妨害若しくは探知のために特に設計した装置であつて、次のいずれかに該当するもの若しくはその附属品若しくはこれらのために特に設計した部分品又はこれらの設計、製造若しくは使用に係る技術と内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体

イ 軍用に設計した装置（可動式ガス液化装置であつて一日当たり一、〇〇〇キログラム以上の液化ガスを生産できるもの及び磁気機雷掃海用の浮揚性電らんを含み、金属探知のみのために設計した手持ち式装置であつて、地雷と他の金属とを判別することのできないものを除く。）

ロ 簡易爆発装置を事前に爆発させ、又はその爆発を防止するように設計した無線送信装置

ハ ロに掲げる装置と共に使用され、当該装置と同じ周波数の無線回線の維持が可能となるように設計した技術を用いた装置

五 対ミサイル航空機保護システム（民間航空機に搭載され、かつ、次のすべての条件を満たすものを除く。）又はそのために特に設計した部分品

イ 次のいずれかのミサイル警戒センサーを有すること。

（一）受動式センサーであつて、最大感度が一〇〇ナノメートルから四〇〇ナノメートルまでのもの

（二）能動パルスドップラーセンサー

ロ カウンターメジャーディスプレイセンサーを有すること。

ハ 地対空ミサイルの欺瞞のために可視光線及び赤外線による痕跡を放出するフレアを有すること。

ニ 当該システムが設置された特定の民間航空機においてのみ機能すること（民間の型式証明又は国際民間航空機関によって認めら

れた同等の文書が発出されている場合に限る。）。

ホ ソフトウェアへの不正アクセスを防止する機能を有すること。

ヘ 当該民間航空機から取り外したときに機能を停止する仕組みを有すること。

六 軍用に設計した射撃統制装置若しくはその機能を妨げるための装置若しくはこれらの試験調整装置であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらのもののために特に設計した附属品若しくは部分品

イ 照準具（第一号口の（四）及び同号ニの（三）に掲げるものを除く。）

ロ 爆撃用コンピュータ

ハ 銃架（第一号口の（二）及び同号ニの（四）に掲げるものを除く。）

ニ 銃砲制御装置

ホ 標的の捕捉、特定、測距、監視又は追跡を行うための装置

ヘ 探知、データ融合、認識又は識別を行うための装置

ト センサー統合装置

チ イからトまでに掲げるものの機能を妨げるための装置（探知のためのものを含む。）

リ イからチまでに掲げるもののために特に設計した試験調整装置
七 軍用車両又はその部分品であって、次のイ又はロに該当するもの（ハに該当するものを除く。）

イ 陸上車両（トレーラーを含む。）であって、軍用に設計し又は改造（軍用に設計した一以上の部分品の構造的、電氣的又は機械的な変更を含むものとし、当該部分品には、（二）に掲げるものを含む。）したもの（（二）に掲げるものを含む。）又はその部分品

（二） 次のいずれかに該当するもの

1 防弾性能を有し、又は空気が抜けたときも走行することができるように設計したタイヤのケーシング

-
- 2 車両中枢部を保護するための装甲
 - 3 兵器取付け用の特殊補強材又は銃架（第一号ロの（二）、同号ニの（四）及び前号ハに掲げるものを除く。）
 - 4 ブラックアウトライト

（二）次のいずれかに該当するもの

- 1 砲架又は地雷の敷設若しくは第三号に掲げるものの発射のための装置を有する戦車その他の軍用武装車両又は軍用車両
- 2 装甲車両
- 3 水陸両用車両又は渡河用車両
- 4 回収車

- 5 けん引車

6 弾薬又は兵器システム及びこれらのものの積卸し用の装置を輸送するための車両

ロ オフロード走行が可能な全輪駆動車であつて、アメリカ合衆国司法省国立司法研究所耐弾防護素材基準のレベル三又はこれと同等以上の強度の耐弾機能を有する物質により製造され又は覆われたもの

ハ 装甲又は耐弾性能を有する民間の車両又はトラックであつて、現金又は貴重品を輸送するために設計又は改造したもの

八 催涙剤若しくはくしゃみ剤（個人護身用のものを除く。）若しくはこれらの関連物質又は放射性製剤であつて、次のイ又はロに該当するもの（ハに掲げるものを除く。）

イ 放射性製剤であつて、戦時において使用することにより、人間若しくは動物に被害を及ぼし、装置の機能を妨げ、農作物に被害を及ぼし、又は環境を害する効果を増大するよう改良したもの

ロ 催涙剤若しくはくしゃみ剤、活性化された化学成分又はこれらの化合物（次に掲げるものを含み、食品の製造又は医療の用に供するものとして包装されたものを除く。）

（一）ブロモベンジルシアニド

（二）クロロベンザルマロノニトリル

(三) クロロアセトフェノン

(四) ジベンズー (b・f) — 一・四—オキサゼピン

(五) ジフェニルアミンクロロアルシン (アダムサイト)

(六) N—ノナノイルモルホリン

ハ 第三条第一項第一号ルに掲げるもの

九 催涙剤若しくはくしゃみ剤 (個人護身用のものを除く。)、若しくはこれらの関連物質、化学製剤、細菌製剤若しくは放射性製剤の散布、探知若しくは識別のため若しくはこれらのものからの防護のために設計した装置又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの (軍用に設計したものに限る。)

イ 次のいずれかに該当するものの散布のために設計した装置又はそのために特に設計した部分品

(一) 前号 (同号ハに掲げるものを除く。)、第三条第一項第一号イからチまで (同号ルに掲げるものを除く。)、同項第三号ハ又は第四条第一項第一号に掲げるもの

(二) 第三条第一項第四号イからホまでに掲げる前駆物質から生成した軍用の化学製剤

ロ 前号 (同号ハに掲げるものを除く。)、第三条第一項第一号イからチまで (同号ルに掲げるものを除く。)、同項第三号ハ若しくは第四条第一項第一号に掲げるものの探知若しくは識別のために設計した装置又はそのために特に設計した部分品 (個人用照射線量計を除く。)

ハ 前号 (同号ハに掲げるものを除く。)、第三条第一項第一号イからチまで (同号ルに掲げるものを除く。)、同項第三号ハ若しくは第四条第一項第一号に掲げるものからの防護のために設計した装置又はそのために特に設計した部分品 (放射性製剤、生物製剤又は化学製剤のろ過のために特に設計した換気装置及び防護服を含む。)

十 化学製剤、細菌製剤若しくは放射性製剤の浄化のために軍用に設計した装置若しくはその部分品又は当該浄化のために特に配合した

化学物質の混合物であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 第八号イ（同号ハに掲げるものを除く。）第三号第一項第一号イからチまで（同号ルに掲げるものを除く。）同項第三号ハ若しくは第四条第一項第一号に掲げるものによつて汚染された物体の浄化のために設計した装置又はそのために特に設計した部分品

ロ 化学物質の混合物であつて、第八号イ（同号ハに掲げるものを除く。）第三号第一項第一号イからチまで（同号ルに掲げるものを除く。）同項第三号ハ又は第四条第一項第一号に掲げるものによつて汚染された物体の浄化のために特に生成したもの

十一 第三条第一項第一号イからチまで（同号ルに掲げるものを除く。）若しくは同項第三号ハに掲げる軍用の化学製剤の探知若しくは識別のために特に製造した生体高分子（次のイに掲げるものをいう。）若しくはその製造に用いる細胞株（民生用のもの（農業、製薬、医療、獣医療、環境保全若しくは廃棄物処理用のもの又は食品工業用のものを含む。）を除く。）又は軍用の化学製剤の浄化若しくは分解のための生体触媒（次のロに掲げるものをいう。）若しくはその製造に必要な遺伝情報を含むベクター（遺伝物質を親細胞に組み込むための媒介体をいう。）ウイルス若しくは細胞株（民生用のもの（農業、製薬、医療、獣医療、環境保全若しくは廃棄物処理用のもの又は食品工業用のものを含む。）を除く。）を除去するもの

（一）酵素

（二）モノクロナール抗体

（三）ポリクロナール抗体

（四）抗イデオタイプ抗体

（五）レセプター

ロ 第三条第一項第一号イからチまで（同号ルに掲げるものを除く。）又は同項第三号ハに掲げる軍用の化学製剤の浄化又は分解のために特に製造した酵素その他の生体化合物であつて、人為的な

選択又は遺伝子操作により得られたもの

十二 火薬若しくは爆薬若しくはこれらの主成分、添加剤、安定剤若しくは前駆物質となる物質（第二条及び前条に掲げるものを除く。）
（一）軍用燃料又は粉末状の金属燃料（アルミニウムの粉を含み、前条に掲げるものを除く。）であつて、次のイからニまでのいずれかに該当するもの（ホに該当するものを除く。）

イ 火薬若しくは爆薬又はこれらの主成分、添加剤若しくは前駆物質となる物質であつて、次のいずれかに該当するもの

（二）爆発物であつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの物質の少なくとも一を含む混合物

- 1 アミノジニトロベンゾフロキサン（別名七—アミノ—四—六—ジニトロベンゾフラザン—一—オキシド又はADNBF）
- 2 シス—ビス（五—ニトロテトラゾレート）テトラアミン—コバルト（Ⅲ）パークロレート（別名BNCP）
- 3 ジアミノジニトロベンゾフロキサン（別名五・七—ジアミノ—四・六—ジニトロベンゾフラザン—一—オキシド又はCL—一四）
- 4 ニ—（五—シアノテトラゾレート）ペンタアミン—コバルト（Ⅲ）パークロレート（別名CP）
- 5 一・一—ジアミノ—二・二—ジニトロエチレン（別名FOX七又はDADE）
- 6 ジアミノトリニトロベンゼン（別名DATB）
- 7 一・四—ジニトロジフラザノピペラジン（別名DDFP）
- 8 二・六—ジアミノ—三・五—ジニトロピラジン—一—オキシド（別名PZO又はDDPO）
- 9 三・三'—ジアミノ—二・二'・四・四'・六・六'—ヘキサニトロピフェニル（別名ジピクラミド又はDIPAM）
- 10 ジニトログリコルリル（別名DINGU又はDNGU）
- 11 フラザンであつて、次のいずれかに該当するもの

-
- 一 ジアミノアゾキシフラザン (別名DAAOF)
- 二 ジアミノアゾフラザン (別名DAAZF)
- 12 HMXの誘導体であつて、次のいずれかに該当するもの
- 一 ジフルオロアミン化したHMXの類似体
- 二 二・四・六・八―テトラニトロ―二・四・六・八―テトラアザビシクロ「三・三・〇」―オクタノン―三 (別名テトラニトロセミグリコウリル、ケト―ビシクリクHMX又はK―五五)
- 13 ヘキサニトロアダマンタン (別名HNAD)
- 14 イミダゾールであつて、次のいずれかに該当するもの
- 一 オクタヒドロ―二・五―ビス (ニトロイミノ) イミダゾ「四・五―d」イミダゾール (別名BNNII)
- 二 二・四―ジニトロイミダゾール (別名DNI)
- 三 一―フルオロ―二・四―ジニトロイミダゾール (別名FDIA)
- 四 N―(二ニトロトリアゾロ)―二・四―ジニトロイミダゾール (別名NTDNIA)
- 五 一―ピクリル―二・四・五―トリニトロイミダゾール (別名PTIA)
- 15 一―(二ニトロトリアゾロ)―二―ジニトロメチレンヒドラジン (別名NTNMH)
- 16 三―ニトロ―一・二・四―トリアゾール―五―オン (別名ONTA又はNTO)
- 17 ポリニトロキュバン類 (ニトロ基の数が五以上であるものに限る。)
- 18 二・六―ビス (ピクリルアミノ)―三・五―ジニトロピリジン (別名PYX)
- 19 二・四・六―トリニトロ―二・四・六―トリアザシクロヘキサノン (別名K―六又はケト―RDX)
- 20 硝酸トリアミノグアニジン (別名TAGN)
-

-
- 21 三・三・七・七―テトラビス（ジフルオロアミン）オクタ
ヒドロー―一・五―ジニトロ―一・五―ジアゾシン（別名TE
DDZ）
- 22 テトラゾールであって、次のいずれかに該当するもの
一 ニトロトリアゾールアミノテトラゾール（別名NTAT
）
- 二 一―N―（ニ―ニトロトリアゾロ）―四―ニトロテトラ
ゾール（別名NTNT）
- 23 テトリル（トリニトロフェニルメチルニトラミン）
- 24 一・四・五・八―テトラニトロ―一・四・五・八―テトラ
アザデカリン（別名TNAD）
- 25 一・三・三―トリニトロアゼチジン（別名TNAZ）
- 26 テトラニトログリコリル（別名SORGYL又はTNGU）
- 27 一・四・五・八―テトラニトロ―ピリダジノ「四・五―d
」ピリダジン（別名TNP）
- 28 トリアジンであって、次のいずれかに該当するもの
一 ニ―オキシ―四・六―ジニトロアミノ―s―トリアジン
（別名DNAM）
- 二 ニ―ニトロイミノ―五―ニトロ―ヘキサヒドロー―三
・五―トリアジン（別名NNHT）
- 29 トリアゾールであって、次のいずれかに該当するもの
一 五―アジド―ニ―ニトロリアゾール
- 二 四―アミノ―三・五―ジヒドラジノ―一・二・四―トリ
アゾールジニトラミド（別名ADHTDN）
- 三 一―アミノ―三・五―ジニトロ―一・二・四―トリアゾ
ール（別名ADNT）
- 四 「ビス―ジニトロリアゾール」アミン（別名BDNT
A）
- 五 三・三―ジニトロ―五・五―ビ―一・二・四―トリア
-

-
- ゾール（別名DBT）
- 六 ジニトロビストリアゾール（別名DNBT）
- 七 ニーニトロトリアゾール五―ジニトラミド（別名NTD
NA）
- 八 一―N―（ニ―ニトロトリアゾロ）三・五―ジニトロ
リアゾール（別名NTDNT）
- 九 一―ピクリル―三・五―ジニトロトリアゾール（別名P
DNT）
- 十 テトラニトロベンゾトリアゾロベンゾトリアゾール（別
名TACOT）
- 30 爆圧が三四ギガパスカルを超え、又は最大濃度で爆速が毎
秒八、七〇〇メートルを超えるもの（1から29までに掲げ
るものを除く。）
- 31 有機爆発物であって、二五ギガパスカル以上の爆圧を有し
、かつ、二五〇度以上の温度において五秒以上安定するもの
（1から30までに掲げるものを除く。）
- （二）推進薬であって、次のいずれかに該当するもの
- 1 危険物輸送に関する国際連合勧告の等級一・一に該当する
固体推進薬であって、標準的条件下における理論上の比推力
が、金属を配合しないものについては二五〇秒、アルミニウ
ムを配合したものについては二七〇秒を超えるもの
- 2 危険物輸送に関する国際連合勧告の等級一・三に該当する
固体推進薬であって、標準的条件下における理論上の比推力
が、ハロゲンを配合しないものについては二三〇秒、金属を
配合しないものについては二五〇秒、金属を配合したものに
ついては二六六秒を超えるもの
- 3 一キログラムにつき一、二〇〇キロジュールを超える一定
の推力を得られるもの
- 4 圧力が六・八九メガパスカル及び温度が二一度の標準状態
において、毎秒三八ミリメートルを超える定常状態の燃焼速
-

度を維持できるもの

5 エストラマー変性キャストダブルベース（別名EMCDB）推進薬であつて、零下四〇度での最大応力における伸び率が五パーセントを超えるもの

6 （一）、第二条第五十号イからニまで又は前条第十一号テに掲げるものを含む推進薬（1から5までに掲げるものを除く。）

7 軍用に設計した推進薬（本条において他に掲げるものを除く。）

（三）火工剤であつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの物質の少なくとも一を含む混合物

1 アラン（水素化アルミニウム）

2 チタニウムサブヒドリドであつて、化学量論比が〇・六五以上一・六八以下のもの

（四）酸化剤であつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの物質の少なくとも一を含む混合物

1 一・三―ジニトロ―一・三―ジアゼチジン（別名DNAD）

2 水酸化アンモニウムナイトレート（別名HAN）

3 水酸化アンモニウムパークロレート（別名HAP）

（五）バインダー、可塑剤、モノマー又はポリマーであつて、次のいずれかに該当するもの

1 アジドメチルメチルオキセタン（別名AMMO）又はそのポリマー

2 ビスアジドメチルオキセタン（別名BAMO）又はそのポリマー

3 ビス（二・二―ジニトロプロピル）アセタール（別名BDNPA）

4 ビス（二・二―ジニトロプロピル）フォルマール（別名BDNPF）

-
- 5 ブタントリオールトリナイトレート (別名BTTN)
- 6 ニトロ基、アジド基、ニトレート基、ニトラザ基又はジフルオロアミノ基を有する高エネルギーモノマー、可塑剤又はポリマー (軍用に生成されたものに限る。)
- 7 三―ジフルオロアミノメチル―三―アジドメチルオキシタン (別名FAMAO) 又はそのポリマー
- 8 ビス― (二―フルオロ―二・二―ジニトロエチル) フォルマール (別名FEFO)
- 9 ポリ―二・二・三・三・四・四―ヘキサフルオロペンタン―一・五―ジオールフォルマル (別名FPF―一)
- 10 ポリ―二・四・四・五・五・六・六―ヘプタフルオロ―二―トリ―フルオロメチル―三―オキサヘプタン―一・七―ジオールフォルマル (別名FPF―三)
- 11 グリシジルアジドのポリマー (別名GAP) 又はその誘導体
- 12 アルコール官能基を有し、かつ、分子量が一〇、〇〇〇未満であるポリエピクロヒドリンであつて、次のいずれかに該当するもの
- 一 ポリエピクロヒドリンジオール
- 二 ポリエピクロヒドリントリオール
- 13 ニトラトエチルニトラミン混合物 (別名NENAs)
- 14 ポリ―GLYN (別名ポリグリシジルニトレート、ニトラトメチルオキシランのポリマー又はPGN)
- 15 ポリニトラトメチルメチルオキシタン (別名ポリ―NIMMO) 又は三―ニトラトメチル―三―メチルオキシタンのポリマー (別名ポリ―NMMO)
- 16 ポリニトロオルトカーボネート
- 17 一・二・三―トリス〔一・二―ビス (ジフルオロアミノ) エトキシ〕プロパン (別名トリスビノキシプロパンの添加物又はTVOPA)
-

- (六) 添加剤であつて、次のいずれかに該当するもの
- 1 塩基性サリチル酸銅
 - 2 ビス―(二―ヒドロキシエチル)グリコルアミド(別名B H E G A)
 - 3 ブタジエンニトリルオキシド(別名B N O)
 - 4 ベーターレゾルシン酸鉛
 - 5 クエン酸鉛
 - 6 ベーターレゾルシン酸鉛又はサリチル酸鉛の鉛―銅のキレート
 - 7 マレイン酸鉛
 - 8 サリチル酸鉛
 - 9 すず酸鉛
 - 10 ビス(二―メチルアジリジニル)メチルアミノホスフィンオキシド(別名メチルB A P O)
 - 11 三―ニトラザー―五―ペンタンジイソシアネート
 - 12 有機金属のカップリング剤であつて、次のいずれかに該当するもの
 - 一 ネオペンチル「ジアリル」オキシ・トリ「ジオクチル」ホスフェート―チタネート(チタニウムIV・二・二「ビス―二―プロペノレート―メチル、ブタノレート、トリス(ジオクチル)ホスフェート」又はL I C A―二)
 - 二 チタニウムIV・「(二―プロペノレート―二)メチル・n―プロパノレートメチル」ブタノレート―一・トリス「ジオクチル」プロホスフェート又はK R 三五三八
 - 三 チタニウムIV・「(二―プロペノレート―二)メチル・n―プロパノレートメチル」ブタノレート―一・トリス(ジオクチル)ホスフェート
 - 13 ポリシアノジフルオロアミノエチレンオキシド
 - 14 プロピレンイミン(二―メチルアジリジン)
 - 15 超微粉酸化第二鉄であつて、表面積が一グラム当たり二五

○平方メートルを超え、かつ、粒子の径の平均が三ナノメートル以下のもの

16 テトラエチレンペンタアミンアクリロニトリル（別名TEPAN）

17 シアノエチル化ポリアミン（前条第十一号ツに掲げるものを除く。）又はその塩

18 テトラエチレンペンタアミンアクリロニトリルグリシドール（別名TEPANOL）

19 グリシドールを付加したシアノエチル化ポリアミン又はその塩（前条第十一号ソに掲げるものを除く。）

20 ビス（ニ―メチルアジリジニル）ニ―（ニ―ヒドロキシプロパノキシ）プロピルアミノホスフィンオキシド（別名BOBBA8）及びその他のMAPO誘導体

（七）前駆物質であつて、次のいずれかに該当するもの

1 ビスクロロメチルオキセタン（別名BCMO）

2 ジニトロアゼチンターシャリーブチル塩

3 ヘキサベンジルヘキサアザイソウルツタン（別名HBIW）

4 テトラアセチルジベンジルヘキサアザイソウルツタン（別名TAIW）

5 一・三・五・七―テトラアセチル―一・三・五・七―テトラザシクロオクタン（別名TAT）

6 一・四・五・八―テトラアザデカリン

7 一・三・五―トリクロベンゼン

8 一・二・四―ブタントリオール

ロ 軍用燃料であつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの物質の少なくとも一を含む混合物

（一）航空機用燃料（最終製品に限る。）

（二）火炎放射器又は焼夷弾用の炭化水素燃料の増粘剤を含む物質（金属ステアリン酸塩、パルミチン酸金属（オクタルを含む

。並びにM一、M二及びM三の増粘剤を含む。）

ハ 火薬又は爆薬の安定剤となる物質のうち、N―メチル―p―ニトロアニリン

ニ 粉末状の金属燃料であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 粒子の径が三マイクロメートル以下の鉄（水素で酸化鉄を還元する方法を用いて製造したものに限る。）の粉であつて、鉄の純度が九パーセント以上のものからなるもの（アルミニウム、マグネシウム、ジルコニウム又はベリリウムによりカプセル封じをしたものであるかないかを問わない。）又はそれを含む混合物

(二) 粒子が球形で、かつ、その径が六〇マイクロメートル以下のアルミニウムの粉であつて、アルミニウムの純度が九パーセント以上のものからなるもの又はそれを含む混合物

ホ 次のいずれかに該当するもの（イの（一）又はニに掲げる物質を含む混合物を除く。）

(一) アンモニウムピクレート

(二) 黒色火薬

(三) ヘキサニトロジフェニルアミン

(四) ジフルオロアミン

(五) 硝化でんぷん

(六) 硝酸カリウム

(七) テトラニトロナフタレン

(八) トリニトロアニソール

(九) トリニトロナフタレン

(十) トリニトロキシレン

(十一) N―ピロリジノン

(十二) 一―メチル―二―ピロリジノン

(十三) ジオクチルマレート

(十四) エチルヘキシルアクリレート

(十五) 次のいずれかに該当するもの

-
- 1 トリエチルアルミニウム（別名TEA）
 - 2 トリメチルアルミニウム（別名TMA）
 - 3 発火合金であって、アルキル及びアリの結合したリチウム、ナトリウム、マグネシウム、亜鉛又はほう素
 - (十六) ニトロセルロース
 - (十七) ニトログリセリン（グリセロールトリニトレート、トリニトログリセリン）
 - (十八) ニ・四・六トリニトロトルエン（別名TNT）
 - (十九) エチレンジアミンジニトレート（別名EDDN）
 - (二十) ペンタエリスリトールテトラニトレート（別名PETN）
 - (二十一) アジ化鉛、ノーマル若しくは塩基性のスチフニン酸鉛、又は起爆剤若しくは起爆用配合剤であって、アジ化物若しくはアジ化物錯体を含むもの
 - (二十二) トリエチレングリコールジニトレート（別名TEGDN）
 - (二十三) ニ・四・六トリニトロレゾルシノール（スチフニン酸）
 - (二十四) ジエチルジフェニル尿素
 - (二十五) ジメチルジフェニル尿素
 - (二十六) メチルエチルジフェニル尿素（セントラリット）
 - (二十七) N・N―ジフェニル尿素（非対称ジフェニル尿素）
 - (二十八) メチル―N・N―ジフェニル尿素（メチル非対称ジフェニル尿素）
 - (二十九) エチル―N・N―ジフェニル尿素（エチル非対称ジフェニル尿素）
 - (三十) ニーニトロジフェニルアミン（別名ニ―NDPA）
 - (三十一) 四―ニトロジフェニルアミン（別名四―NDPA）
 - (三十二) ニ・二―ジニトロプロパノール
 - (三十三) ニトログアニジン
-

十三 船舶若しくはその船体若しくは附属品又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 船舶又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 軍用に設計した船舶(潜水艦を含み、修理中であるか否か若しくは運用中であるか又は兵器を発射する装置があるかないか若しくは装甲があるかないかを問わない。)又はその部分品であつて、軍用に設計したもの

(二) (一)に掲げる船舶の船体若しくはその部品又はこれらの部分品であつて、軍用に設計したもの

(三) 船舶(潜水艦を除く。)であつて、次のいずれかに該当するものを取り付け又は組み込んだもの(一)に掲げるものを除く。)

1 次のいずれかに該当するもの

一 第一号イに掲げる自動式の銃砲であつて、口径一二・七ミリメートル以上のもの(同号へに掲げるものを除く。)

二 第一号ニに掲げるもの(同号へに掲げるものを除く。)

三 第三号に掲げるもの(同号タに掲げるもの及びそのためのシミュレーターを除く。)

四 第四号に掲げるもの

五 第十六号に掲げるもの

六 第二十一号に掲げるもの(同号への(十六)に掲げるものを除く。)

2 1に掲げるものの銃架若しくは砲架又は1に掲げるものを設置するための補強構造

3 第六号に掲げる射撃統制装置

4 化学製剤、細菌製剤、放射性製剤及び核兵器からの防護機能(大気圧より高い室内気圧を維持する機能、独立した換気装置、化学製剤、細菌製剤、放射性製剤及び核兵器用フィルターを有する換気口、又は気密室を組み込んだ出入口を含む。)を有する居室を有し、かつ、水を用いて船舶の上部構造

及び甲板を同時に洗淨することができする装置であつて、浄化のために設計したものを有するもの

5 銃砲の機能を妨げるための能動式の装置であつて、第四号、第六号のチ又は第三十二号に掲げるもののうち、次のいずれかに該当するもの

一 化学製剤、細菌製剤、放射性製剤及び核兵器からの防護機能（大気圧より高い室内気圧を維持する機能、独立した換気装置、化学製剤、細菌製剤、放射性製剤及び核兵器用フィルターを有する換気口、又は気密室を組み込んだ出入口を含む。）を有する居室

二 ステルス技術を用いて設計した船体及び船舶の上部構造

三 熱痕跡減少装置（動力装置の効率を高め、又は環境への影響を低減するために特に設計したものを除く。）

四 船体の磁気痕跡減少装置

（四）軍用に設計したフェリー（（一）及び（三）に掲げるものを除く。）

ロ 軍用に設計したエンジン若しくは推進装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品であつて、軍用に設計したものの

（一）潜水艦用に特に設計したディーゼルエンジンであつて、次のいずれにも該当するもの

1 出力が一・一二メガワット（一、五二二・八馬力）以上のもの

2 回転速度が毎分七〇〇回転以上のもの

（二）潜水艦用に特に設計した電動機であつて、次のいずれにも該当するもの

1 出力が〇・七五メガワット（一、〇一九・七馬力）を超えるもの

2 急速逆回転が可能なもの

3 液冷式のもの

4 密閉式のもの

(三) 非磁性ディーゼルエンジンであつて、次のいずれにも該当するもの

1 出力が三七・三キロワット(五〇・七馬力)以上のもの

2 非磁性材料の重量が全重量の七五パーセントを超えるもの

(四) 潜水艦用に特に設計した非大気依存型推進装置(原子力によるものを除く。)

ハ 水中探知装置若しくはその制御装置又はこれらの部分品であつて、軍用に設計したもの

ニ 軍用に設計した防潜網又は魚雷防御網

ホ 軍用に設計した船体貫通装置若しくはコネクタであつて、船舶外部の装置との相互作用を可能にするもの(単心、多心、共軸若しくは導波管式の船舶用コネクタ又は船体貫通装置であつて、水深一〇〇メートルを超える海中において外部からの海水の流入を許さずに所定の性能を維持できるもの並びに深さのいかんを問わずレーザビームの伝送ができるよう設計した光ファイバーのコネクタ及び光学式船体貫通装置を含み、通常の推進軸及び水力学的控制用の駆動軸であつて、船体を貫通するものを除く。)又はこれらの部分品であつて、軍用に設計したもの

ヘ サイレント軸受であつて、次のいずれかを有するもの若しくはその部分品又はこれらの軸受を含む装置(軍用に設計したものに限る。)

(一) ガス又は磁気のスuspension

(二) 能動式の痕跡制御装置

(三) 振動抑制装置

十四 軍用航空機若しくはその附属品又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 戦闘用有翼航空機又はそのために特に設計した部分品

ロ 軍用に設計し若しくは改造した有翼航空機(偵察、強襲、訓練、部隊若しくは軍用装備の輸送若しくは投下又は兵站用に設計し

たものを含み、軍用に構成しておらず、軍用に設計した装置又は取付品を取り付けておらず、かつ、一以上のワッセナー・アレンドメント参加国の航空当局によって民生用と認定されたもの並びにイに掲げるものを除く。）若しくは軽飛行機又はそのために特に設計した部分品（軍用に改造した有翼航空機又は軽飛行機の部分品にあつては、当該改造に必要なものに限る。）

ハ 無人航空機若しくはその関連装置であつて、次のいずれかに該当するもの（軍用に設計し又は改造したものに限る。）又はそのために特に設計した部分品

（一）無人航空機（遠隔操縦により人が制御できる機能を有するもの、自律的な飛行制御能力及び航行能力を有するもの並びに軽飛行機を含む。）

（二）（一）に掲げるものの発射機又は地上支援装置

（三）（一）又は（二）に掲げるものの誘導装置又は制御装置

ニ 軍用に設計し若しくは改造した航空機用エンジン又はそのために特に設計した部分品（一以上のワッセナー・アレンドメント参加国の航空当局によって民生用と認定された航空機用エンジン及びそのために特に設計した部分品並びにレシプロエンジン及びそのために特に設計した部分品（無人航空機用に特に設計したものを除く。）を除くものとし、軍用に改造した航空機用エンジンの部分品にあつては、当該改造に必要なものに限る。）

ホ イ及びロに掲げる有翼航空機に使用するために特に設計した装置（空中給油装置を含む。）若しくはニに掲げる航空機用エンジンに使用するために特に設計した装置又はそのために特に設計した部分品

ヘ 加圧給油装置、閉鎖された区域での活動を容易にするよう特に設計した装置又は地上装置であつて、イ及びロに掲げる有翼航空機又はニに掲げる航空機用エンジンのために開発したものの次のいずれかに該当するもの

（一）軍用の救難ヘルメット若しくは防護マスク又はそのために

特に設計した部分品

(二) 与圧呼吸機器及び部分的与圧服(有翼航空機内で使用するものに限る。)

(三) 耐重力スーツ

(四) 液体酸素変換装置(有翼航空機用又はミサイル用のものに限る。)

(五) 有翼航空機からの緊急脱出用の射出装置又はカートリッジ作動装置

チ パラシュート(本条において他に掲げるものを除く。)、パラグライダー若しくは高い高度から降下する者のために特に設計した装置(服、ヘルメット、呼吸装置及び航法装置を含む。) 又はそのために特に設計した部分品

リ 制御されたオープンングジャンプ(高度のいかんを問わない。) のための装置であつて、軍用に設計し又は改造したもの(酸素発生装置を含む。) 又は投下した搭載物の自動操縦装置

十五 衛星航法システム妨害装置又はそのために特に設計した部分品

十六 高速運動エネルギー兵器(銃砲を除く。) 若しくはその発射体(電磁波、電熱、プラズマ、ライトガス又は化学反応(電磁波、電熱、プラズマ又はライトガスと組み合わせて使用する場合に限る。) により推進するものに限る。) であつて、標的を破壊し若しくは

その機能を失わせるよう特に設計したもの又はそのために特に設計した部分品(次に掲げるもの(運動エネルギー兵器用に特に設計した場合に限る。) を含む。)

イ 発射推進装置であつて、単射又は速射モードで、重量が〇・一グラムを超えるものを毎秒一・六キロメートルを超える速度に加速できるもの

ロ 次のいずれかに該当するもの

(一) 一次動力発生装置

(二) 電気装甲

(三) エネルギー貯蓄装置

(四) 熱制御器、調節器、切替機又は燃料調節装置

(五) 動力供給部、銃その他の砲塔の電気駆動機能の間の電氣的インターフェース

ハ 標的の捕捉、追跡、発射制御又は被害評価のための装置

ニ 発射体の自動追尾、誘導及び方向転換のための装置

十七 装甲板、軍用ヘルメット若しくは防弾衣又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 装甲板であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 軍用の規格又は仕様に従つて製造されたもの

(二) 軍用に適したもの

ロ 金属材料、非金属材料若しくはこれらの組合せによる構造物であつて、軍用装置の防弾のために特に設計したもの又はそのために特に設計した部分品(爆発反応装甲として使用し、又は軍用シエルターを製造するために特に設計したものを含む。)

ハ ヘルメットであつて、軍用の規格若しくは仕様若しくは同等の基準に従つて製造したもの(通常のスチール製ヘルメットであつて、附属品を取り付けておらず、かつ、取り付けることができないもの、第十四号トの(一)及び同号チに掲げるものと並びに個人護身用のものを除くものとし、爆弾処理要員のために特に設計したヘルメットにあつては、軍用に設計したものに限る。)又はそのために特に設計した部分品(ヘルメットの外殻、ストラップ及び保護パッドを含む。)

ニ 防弾衣若しくは防護服であつて、軍用の規格若しくは仕様若しくは同等の基準に従つて製造したもの(個人護身用のものを除く。)

十八 軍事訓練若しくは軍事作戦シミュレーションのために設計した装置(次のイからヨに掲げるものを含む。)

又はそのために特に設計した部分品

又はそのために特に設計した部分品(シミュレーター用のイメージ発生装置及び相互作用環境発生装置であつて、軍用に設計したものを含む。)

イ 軍用の攻撃訓練装置
ロ 航空用操縦訓練装置（計器飛行訓練装置を含む。）
ハ レーダー標的訓練装置
ニ レーダー標的発生装置
ホ 射撃訓練装置
ヘ 対潜戦闘訓練装置
ト 航空用地上訓練装置（航空機の操縦士及び宇宙飛行士の訓練用遠心機を含む。）
チ レーダー訓練装置
リ 航法訓練装置
ヌ ミサイル発射訓練装置
ル 標的装置
ヲ 有翼無線操縦航空機
ワ 訓練用有翼無人航空機
カ 携帯式訓練装置
ヨ 地上軍事作戦用の訓練装置
十九 銃砲等であつて、第一号イ若しくはニに掲げるものの使用の訓練のために特に設計したシミュレーター（狩猟用又はスポーツ用の銃砲の訓練のために特に設計したものを除く。）又はそのために特に設計した附属品若しくは部分品（シミュレーター用のイメージ発生装置及び相互作用環境発生装置であつて、軍用に設計したものを含む。）

二十 画像の撮影、記録、処理、解析若しくは加工のための装置若しくはその機能を妨げるための装置であつて、次のイからリまでのいずれかに該当するもの（第一世代のイメージ増強管及び第一世代のイメージ増強管を組み込むよう設計したものを除き、又に該当するもの以外のものについては、軍用に設計したものに限る。）若しくはこれらの附属品若しくはこれらのために特に設計した部分品（又に該当するものを含む。）又はこれらの設計、製造若しくは使用に係る技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、

図画若しくは記録媒体

イ 録画用装置（第二条第五十五号に掲げるものを除く。）

ロ 画像処理装置

ハ カメラ又は写真用機材

ニ 写真フィルム処理装置

ホ イメージ増強装置

ヘ 赤外線暗視装置

ト イメージングレーダーセンサー装置

チ イからトまでに掲げるものの機能を妨げる装置及び当該装置の機能を妨げる装置

リ 次のいずれかに該当するものを組み込んだもの

（一）又（二）に該当するイメージ増強管

（二）第四十五号ロに該当するフォークルプレーンアレー

（三）第四十五号イに該当する固体の光検出器

又 次のいずれかに該当するもの（（二）に該当するもの以外のものについては、軍用に設計したものに限る。）

（一）赤外線画像変換管

（二）イメージ増強管であつて、次のいずれかに該当するもの

1 次の一から三までのすべてに該当するもの

一 四〇〇ナノメートル超一、〇五〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの

二 電子イメージの増倍機能を有するものであつて、次のいずれかを用いたもの

(i) マイクロチャンネルプレートであつて、隣接する二のチャンネルの中心間の距離が一ニマイクロメートル以下のもの

(ii) 電子検出素子であつて、マイクロチャンネルプレート以外の方法で電荷増倍を行うように特に設計又は改造したもののうち、隣接する二の画素の中心間の距離が五〇マイクロメートル以下のもの

三 次のいずれかに該当する光電陰極を有するもの

(i) 主材料にマルチアルカリを用いたものであって、ルーメン感度が七〇〇マイクロアンペア毎ルーメンを超えるもの

(ii) 主材料に砒化^ひガリウム又は砒化^ひインジウムガリウムを用いたもの

(iii) 主材料にⅢ－Ⅴ族化合物半導体（砒化^ひガリウム又は砒化^ひインジウムガリウムを除く。）を用いたものであって、最大放射感度が一〇ミリアンペア毎ワットを超えるもの

2 次の一から三までのすべてに該当するもの

一 一、〇五〇ナノメートル超一、八〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの

二 電子イメージの増倍機能を有するものであって、次のいずれかを用いたもの

(i) マイクロチャンネルプレートであって、隣接する二のチャンネルの中心間の距離が一ニマイクロメートル以下のもの

(ii) 電子検出素子であって、マイクロチャンネルプレート以外の方法で電荷増倍を行うように特に設計又は改造したもののうち、隣接する二の画素の中心間の距離が五〇〇マイクロメートル以下のもの

三 主材料にⅢ－Ⅴ族化合物半導体（砒化^ひガリウム又は砒化^ひインジウムガリウムを含む。）を用いた光電陰極又は遷移電子光電陰極であって、最大放射感度が一五ミリアンペア毎ワットを超えるものを有するもの

(三) マイクロチャンネルプレート

(四) 低光レベルテレビカメラ管

(五) 線検知アレイ（電子連結装置及び読取装置を含む。）

(六) 熱電気テレビカメラ管

(七) 画像装置用冷却装置

(八) 一〇〇マイクロ秒未満のシャッター速度を有する電気制動シャッターであつて、フオートクロミック作用又は電子光学効果を利用したもの（高速カメラの不可欠な一部であるものを除く。）

(九) 光ファイバー画像変換装置

(十) 合成半導体光陰極

二十一 指向性エネルギー兵器若しくはその探知若しくは識別のための装置若しくは当該兵器からの防護のための装置であつて、次のイからホまでのいずれかに該当するもの又はそのために特に設計した部分品（へに該当するものを含む。）

イ レーザー発振器であつて、標的を破壊し又はその機能を喪失させるよう特に設計したもの（持続波又はパルス出力によるものであつて、通常の銃砲弾と同様に標的を破壊するものを含む。）

ロ 粒子線発生器であつて、標的を破壊し又はその機能を喪失させることができるもの（粒子加速器であつて、標的を破壊することのできる帯電又は中性の粒子線を照射するものを含む。）

ハ 高出力無線周波数ビーム照射器であつて、標的を破壊し又はその機能を喪失させることができるもの（高パルス出力又は高平均出力の無線周波数ビーム中継器であつて、遠方の標的の電子回路を無力化するのに十分強力な電磁場を発生するものを含む。）

ニ イからハまでに掲げるものの探知若しくは識別又はこれらのものからの防護のために特に設計した装置

ホ 持続波レーザー発振器又はパルスレーザー発振器であつて、防護されていない一眼又は両眼を失明させるように特に設計したものの

ヘ 次のいずれかに該当するもの（指向性エネルギー兵器用に特に設計したものに限る。）

(一) 一次動力発生器

(二) エネルギー備蓄装置

- (三) 切換器
- (四) 動力調節器
- (五) 燃料制御装置
- (六) 標的を捕捉し、又は追尾するための装置
- (七) 標的の破壊又は機能喪失の程度を評価するための装置
- (八) レーザーの制御、伝播及び照準のための装置
- (九) レーザーの方向を高速で転換するための装置であつて、多くの標的を迅速に破壊し、又はその機能を喪失させることができるもの

- (十) 波面補償及び位相共役のための素子
- (十一) 負の水素イオンビーム用の電流注入器
- (十二) 加速器の部分品であつて、人工衛星又は高度一〇〇キロメートル以上の上空を飛行中の飛行体内で使用できるもの
- (十三) 負のイオンビーム注入装置
- (十四) 高エネルギーのイオンビームを制御し、又は方向転換するための装置
- (十五) 負の水素同位体ビームを中和するためのフォイルであつて、人工衛星又は高度一〇〇キロメートル以上の上空を飛行中の飛行体内で使用できるもの
- (十六) 軍用に設計した対レーザー防護の装置（目又はセンサーを保護するものを含む。）

二十二 鍛造品、鑄造品その他の半製品であつて、第一号から第五号まで、第七号、第十三号（イの（四）を除く。）、第十四号、第十六号若しくは前号（への（十六）を除く。）に掲げるもののために特に設計し、又は第十六号に掲げる運動エネルギー兵器若しくはその発射体若しくは前号（への（十六）を除く。）に掲げるものの試験のために特に設計した試験装置のために特に設計したもの（その用途が組成、形状又は機能によつて判別できるものに限る。）

二十三 極低温冷却装置若しくは超電導電気機器であつて、次のいずれかに該当するもの又はそのために特に設計した附属品若しくは部

分品

イ 軍用の車両、船舶、航空機又は宇宙船に取り付けるように特に設計した装置であつて、運行中に操作が可能であり、かつ、零下一七〇度未満の温度を生み出し又は維持することのできるもの（携帯装置であつて、非金属若しくは非電導性の物質（プラスチック及びエポキシ樹脂を含む。）により製造された附属品若しくは部分品を取り付けた、又は使用するものを含む。）

ロ 軍用の車両、船舶、航空機又は宇宙船に取り付けるように特に設計した超電導電気機器であつて、運行中に操作が可能であるもの（直流混成型単極発電機であつて、超電導巻線（当該超電導巻線が当該発電機の唯一の超電導部品である場合に限る。）によつて作られる磁場で回転する単極通常金属製の電機子を有するものを除く。）

二十四 次のいずれかに該当するもの又はこれらのものために特に設計した部分品

イ 軍用の閉鎖回路式若しくは半閉鎖回路式自給式潜水用具であつて、非磁性になるよう特に設計したもの

ロ 開放回路式自給式潜水用具を軍用に変換するために特に設計した部分品

ハ 自給式潜水用具とともに使用する軍用品

二十五 軍用に設計した土木機械（戦闘区域で用いるために特に設計した施設部隊用装置を含む。）

二十六 ロボット（操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く。以下この号において同じ。）若しくはロボット用の制御装置若しくはエンドエフェクターであつて、次のいずれかに該当するもの又はそのために特に設計した部分品（ロボット用のエンドエフェクターであるものを除く。）

イ 軍用に設計したもの

ロ 引火点が五六度を超える圧力油を使用することができるよう設計したもの

ハ 電磁パルスによる影響を防止するように設計したもの
ニ 水中用のロボットであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 外部物体に加えた力若しくはトルク、外部物体までの距離又は触覚を測定するセンサーからの情報を用いて制御するもの

(二) 構造材にチタン合金又は繊維強化複合材料を用いたものであつて、二五〇ニュートン以上の力又は二五〇ニュートンメートル以上のトルクで作業することができるもの

二十七 軍用に設計した移動式修理設備、野外発電機又はコンテナ

二十八 軍用に設計した橋又は浮橋

二十九 軍用に設計した燃料電池（本条において他に掲げるものを除く。）

三十 第三号（タを除く。）、第四号、第五号、第七号、第十三号（イの（四）を除く。）若しくは第十四号に掲げるものの開発のために特に設計し、若しくは第十六号に掲げる運動エネルギー兵器及びその発射体並びに第二十一号（への（十六）を除く。）に掲げるものの試験のために特に設計した試験装置（次号及び第三十二号に掲げる環境試験装置を除く。）又はそのために特に設計した部分品
三十一 第一号から前号まで、第二条第二号（軍用に設計し、若しくは改造（非軍事用物資を運用のものとするような構造的、電氣的若しくは機械的な変更をいう。）したもの又は軍用に設計したシュミレーターに限る。）、同条第五十号イからニまで、第三条第一項第一号、同項第四号イ、同号ニ若しくはホ若しくは第四条第一項第一号に掲げるものを製造するために特に設計した装置（環境試験装置を含む。）又はそのために特に設計した部分品（次に掲げるものを含む。）

イ 連続式硝化機

ロ 遠心力試験機であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 一以上の電動機で駆動するものであつて、定格出力が二九八キロワット（四〇五・二馬力）を超えるもの

(二) 一一三キログラム以上の搭載物を搭載できるもの

(三) 九一キログラム以上の搭載物に重力加速度の八倍以上の遠心加速度を与えることができるもの

ハ 脱水圧縮機

ニ 回転成形機であつて、軍用の爆発物の押出成型用に特に設計したもの

ホ 押出成型した推進薬の切削装置

ヘ バレル研磨機であつて、その内径が一・八五メートル以上であり、かつ、二二七キログラム以上の被研磨材容量を有するもの

ト 固体推進薬用の連続式混合機

チ 流動エネルギー研磨機であつて、軍用の爆発物の原料を研磨又は圧延するためのもの

リ 第十二号ニの(二)に掲げるものを真球にし、かつ、その径を均一にする装置

ヌ 前条第十一号リに掲げるものの変換に用いる対流電流変圧機

三十二 軍用に設計した電子機器(前四条及び本条において他に掲げるものを除き、次のいずれかに該当するものを含む。)若しくはそのために特に設計した部分品又はこれらのものを製造するために特に設計した装置(環境試験装置を含む。)若しくはそのために特に設計した部分品

イ 信号の受信を妨害する装置又はそのような装置の機能を妨害するための装置

ロ 周波数ジャイル管

ハ 電磁波の帯域を警戒若しくは監視するために設計された装置又はそのような装置の機能を妨害するための装置

ニ 音波を利用した水中探知装置による受信を妨害するための装置

ホ 暗号を用いてデータ、データ処理又は伝送通信回線を防護する装置

ヘ 識別、認証若しくはキーの読み込みのための装置又はキーの管理、製造若しくは割当てのための装置

ト 誘導装置又は航法装置

チ デジタル式対流圏散乱通信装置

リ 通信傍受用に特に設計したデジタル式検波器

ヌ 自動化された指揮管制装置

三十三 放電加工機用人造黒鉛（第二条及び前条に掲げるものを除く。）

三十四 パラアラミド繊維又はパラアラミド繊維を用いたフィラメント若しくはテープ状のもの（第二条に掲げるものを除く。）

三十五 金属若しくは炭素をマトリックスとする複合材料若しくはラミネートされたもの、炭素繊維若しくは無機繊維であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの設計、製造若しくは使用に係る技術の内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体

イ 炭素繊維であって、次の（一）及び（二）に該当するもの

（一）比弾性率が一〇、一五〇、〇〇〇メートルを超えるもの

（二）比強度が一七七、〇〇〇メートルを超えるもの

ロ 無機繊維であって、次の（一）及び（二）に該当するもの

（一）比弾性率が二、五四〇、〇〇〇メートルを超えるもの

（二）不活性の環境における融点、軟化点、分解点又は昇華温度が一、六四九度を超えるもの

三十六 電波の吸収材若しくは導電性高分子の材料であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの設計、製造若しくは使用に係る技術の内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体

イ 電波の吸収材として使用するよう設計したものであって、周波数が二〇〇メガヘルツ超三テラヘルツ未満のもの

ロ 電波の吸収材として使用するよう設計したものであって、周波数が一五〇テラヘルツ超三七〇テラヘルツ未満のもののうち、可視光を透過しないもの

ハ 導電性高分子であって、体積導電率が一〇キログーメンズ毎メートルを超えるもの又は表面抵抗率が一〇〇オーム未満のもの

うち、次のいずれかの重合体からなるもの

(一) ポリアニリン

(二) ポリパイロール

(三) ポリチオフェン

(四) ポリフェニレンビニレン

(五) ポリサイニレンビニレン

三十七 セラミックスの複合材料であつて、次のいずれかに該当するもの又はその設計、製造若しくは使用に係る技術と内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体

イ ガラス又は酸化物をマトリックスとするもののうち、次の(一)及び(二)に該当する繊維により強化されたもの

(一) 比強度が一、七〇〇メートルを超えるもの

(二) 次の系のいずれかの元素の組合せからなるもの

1 けい素及び窒素

2 けい素及び炭素

3 けい素、アルミニウム、酸素及び窒素

4 けい素、酸素及び窒素

ロ 粒子、ウイスキー又は繊維により強化されたもののうち、けい素、ジルコニウム又はほう素の炭化物又は窒化物をマトリックスとするもの

三十八 合金、その粉末又は合金材料の製造装置(コンタミネーション防止対策を講じてあるものに限る。)であつて、次のいずれかに該当する方法において使用するように設計したもの

イ 真空噴霧法

ロ ガス噴霧法

ハ 回転噴霧法

ニ スプラットクエンチ法

ホ メルトスピニング法及び粉化法

ヘ メルトエキストラクション法及び粉化法

ト 機械的合金法

チ プラズマ噴霧法

三十九 チタン、アルミニウム又はこれらの合金を超塑性成形又は拡散接合するための工具（型を含む。）であつて、次のいずれかに該当するものを製造するように設計したもの

イ 航空機又は人工衛星その他の宇宙開発用の飛しょう体の構造体
ロ 航空機又は人工衛星その他の宇宙開発用の飛しょう体のエンジン

ハイ又はロに該当するものの部分品

四十 数値制御を行うことができる工作機械であつて、次のイからニまでのいずれかに該当するもの又はその設計、製造若しくは使用に係る技術（ホに掲げるものを含む。）を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体

イ 旋削をすることができる工作機械であつて、輪郭制御をするこ
とができる軸数が二以上のもののうち、次のいずれかに該当するもの

（一）移動量が一メートル未満の直線軸のうち、いずれか一軸以上
の一方方向位置決め繰返し性が○・○○○九ミリメートル以下
のもの

（二）移動量が一メートル以上の直線軸のうち、いずれか一軸以
上の一方方向位置決め繰返し性が○・○○一ミリメートル以
下のもの

ロ フライス削りを行うことができる工作機械であつて、次のい
ずれかに該当するもの

（一）輪郭制御をすることができる直線軸の数が三であり、かつ
、輪郭制御をすることができる回転軸の数が一のものであつて
、次のいずれかに該当するもの

1 移動量が一メートル未満の直線軸のうち、いずれか一軸以
上の一方方向位置決め繰返し性が○・○○○九ミリメートル
以下のもの

2 移動量が一メートル以上の直線軸のうち、いずれか一軸以

上の一方方向位置決め繰返し性が 0.001 ミリメートル以下のもの

(二) 輪郭制御をすることができる軸数が五以上のものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 移動量がメートル未満の直線軸のうち、いずれか一軸以上の一方方向位置決め繰返し性が 0.0009 ミリメートル以下のもの

2 移動量がメートル以上四メートル未満の直線軸のうち、いずれか一軸以上の一方方向位置決め繰返し性が 0.001 ミリメートル以下のもの

3 移動量が四メートル以上の直線軸のうち、いずれか一軸以上の一方方向位置決め繰返し性が 0.006 ミリメートル以下のもの

(三) ジグ中ぐり盤であつて、いずれか一軸以上の直線軸の一方方向位置決め繰返し性が 0.001 ミリメートル以下のもの
放電加工(ワイヤ放電加工を除く。)をすることができる工作機械であつて、輪郭制御をすることができる回転軸の数が二以上のもの

ニ 電子制御装置を取り付けることができる工作機械であつて、深穴ボール盤又は旋削をすることができるもの(深穴あけをすることができないものに限る。)であり、深さが $5,000$ ミリメートルを超える穴をあけることができるもの

ホ 数値制御装置として機能することを可能にするプログラムであつて、輪郭制御をすることができる軸数が五以上のもの又はそのプログラムの設計に必要な技術(プログラムを除く。)

四十一 ロックウェル硬さが 40 以上である歯車を仕上げ加工するよう設計した工作機械であつて、ピッチ円直径が $1,250$ ミリメートルを超え、かつ、歯幅がピッチ円直径の一五パーセント以上の平歯車、はすば歯車若しくはやまば歯車のうち国際規格 ISO 一三二八(円筒歯車—ISO 方式による精度)で定める精度が三級以上の

ものを仕上げ加工することができるもの若しくはその部分品、附属品若しくは制御装置又はこれらの設計、製造若しくは使用に係る技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体

四十二 原子周波数標準器であつて、次のいずれかに該当するもの又はその設計、製造若しくは使用に係る技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体

イ 宇宙用に設計したもの
ロ ルビジウムを用いていないものであつて、三〇日間連続して発振したときの安定度が一、〇〇〇億分の一未満のもの

ハ 宇宙用に設計していないものであつて、次の(一)から(三)までのすべてに該当するもの

(一) ルビジウムを用いたもの

(二) 三〇日間連続して発振したときの安定度が一、〇〇〇億分の一未満のもの

(三) 消費電力が一ワット未満のもの

四十三 無線通信傍受装置若しくは通信妨害装置若しくはこれらの作動を監視する装置であつて、次のいずれかに該当するもの若しくはこれらの部分品又はこれらの設計、製造若しくは使用に係る技術を内容とする情報が記載され、記録された文書、図画若しくは記録媒体(第四号に掲げるものを除く。)

イ 無線通信により送信される音声又はデータを抽出するように設計された無線通信傍受装置

ロ 無線通信により送信される移動体通信機器又は加入者を特定するために必要な識別情報、制御信号、他のメタデータを抽出するように設計された無線通信傍受装置

四十四 音波を利用した水中探知装置であつて、次のイからニまでのいずれかに該当するもの又はその設計、製造若しくは使用に係る技術(ホに掲げるものを含む。)を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体

イ 水中探知装置であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 送信周波数が五キロヘルツ未満のもの又は動作周波数が五キロヘルツ以上一〇キロヘルツ未満であつて、音圧レベルが二四デシベルを超えるもの

(二) 動作周波数が一〇キロヘルツ以上二四キロヘルツ以下であつて、音圧レベルが二四デシベルを超えるもの

(三) 動作周波数が二四キロヘルツ超三〇キロヘルツ未満であつて、音圧レベルが二三五デシベルを超えるもの

(四) 動作周波数が一〇キロヘルツ未満であつて、ビーム幅が一度未満の音響ビームを成形することができるもの

(五) 計測距離が五、一二〇メートルを超えるように設計したもの

(六) 一、〇〇〇メートルを超える水深で使用することができるように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 水圧を補正することができる送受信器を有するもの

2 チタン酸ジルコン酸鉛からなる送受信用素子以外の送受信用素子を組み込んだ送受信器を有するもの

ロ 水中において活動する人の位置を自動的に探知するために設計したソナーであつて、次の(一)から(三)までのすべてに該当するもののうち、音響アレーの送受信のために設計されたもの

(一) 対象を探知することができる距離が五三〇メートルを超えるもの

(二) 当該装置から五三〇メートル以内の距離にいる人を探知した場合の位置の誤差の二乗平均平方根が一五メートル未満のもの

(三) 送信パルスの帯域幅が三キロヘルツを超えるもの

ハ 使い航ハイドロホンアレー用に設計した信号処理装置であつて、使用者によるプログラムの書換えが可能なもののうち、時間領域又は周波数領域の処理又は相関(スペクトル分析、デジタルフィルタリング又はビーム成形を含む。)を実時間処理できるもの

ニ 海底用又は港湾用ケーブルシステム用に設計した信号処理装置であつて、使用者によるプログラムの書換えが可能なもののうち、時間領域又は周波数領域の処理又は相関（スペクトル分析、デジタルフィルタリング又はビーム成形を含む。）を実時間処理できるものホ プログラムであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) えい航ハイドロホンアレーを用いて受信した音響データの
実時間処理のための音響ビーム成形を行うために設計したもの

(二) えい航ハイドロホンアレーを用いて受信した音響データの
実時間処理を行うためのソースコード

(三) 海底用又は港湾用ケーブルシステムを用いて受信した音響データの
実時間処理のための音響ビーム成形を行うために設計したもの

(四) 海底用又は港湾用ケーブルシステムを用いて受信した音響データの
実時間処理を行うためのソースコード

(五) 次の1及び2に該当するもの（ソースコードを含む。）

1 音響データを実時間で処理するもの

2 水中において活動する人の位置を自動的に探知するようにデータを処理するもの

四十五 光検出器若しくはこれを用いた装置であつて、次のいずれかに該当するもの若しくはこれらの部分品又はこれらの設計、製造若しくは使用に係る技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体

イ 宇宙用に設計した固体の光検出器であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 一〇ナノメートル超三〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有し、かつ、四〇〇ナノメートルを超える波長における感度が最大感度の〇・一パーセント未満のもの

(二) 九〇〇ナノメートル超一、二〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有し、かつ、応答時定数が九五ナノ秒以下のもの

(三) 一、二〇〇ナノメートル超三〇、〇〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの

(四) 宇宙用に設計したフォーカルプレーンアレイであって、素子の数が二、〇四八を超え、かつ、三〇〇ナノメートル超九〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの

ロ 宇宙用に設計しておらず、かつ、熱型でないフォーカルプレーンアレイであって、次のいずれかに該当するもの

(一) 要素素子が九〇〇ナノメートル超一、〇五〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するものであって、次のいずれかに該当するもの

1 応答時定数が〇・五ナノ秒未満のもの

2 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであって、最大放射感度が一〇ミリアンペア毎ワットを超えるもの

(二) 要素素子が一、〇五〇ナノメートル超一、二〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するものであって、次のいずれかに該当するもの

1 応答時定数が九五ナノ秒以下のもの

2 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであって、最大放射感度が一〇ミリアンペア毎ワットを超えるもの

(三) 要素素子を二次元に配列したものであって、それぞれの要素素子が一、二〇〇ナノメートル超三〇、〇〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの

(四) 要素素子を一次元に配列したものであって、それぞれの要素素子が一、二〇〇ナノメートル超三、〇〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するものうち、次のいずれかに該当するもの

1 要素素子の配列方向を基準とする要素素子の縦横比が三・八未満のもの

2 同一要素素子内に時間遅延及び積分機能を有するもの

(五) 要素素子を一次元に配列したものであって、それぞれの要

素素子が三、〇〇〇ナノメートル超三〇、〇〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するもの

(六) 要素素子を二次元に配列した赤外線熱型フォークルプレインアレーであって、それぞれの要素素子がフィルターのない状態において八、〇〇〇ナノメートル以上一四、〇〇〇ナノメートル以下の波長範囲で感度を有するもの

(七) 要素素子が四〇〇ナノメートル超九〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するものであって、次の1及び2に該当するもの

1 電荷増倍を行うように特に設計又は改造したものであって、七六〇ナノメートルを超える波長における最大放射感度が一〇ミリアンペア毎ワットを超えるもの

2 要素素子の数が三二を超えるもの

ハ 光検出器を用いた装置であって、直視型のもののうち、次のいずれかに該当する光検出器を組み込んだもの

(一) 第二十号又(二)に該当するイメージ増強管

(二) ロに該当するフォークルプレインアレー

(三) イに該当する固体の光検出器

四十六 レーダー若しくはその部分品であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの設計、製造若しくは使用に係る技術と内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体

イ 合成開口レーダー、逆合成開口レーダー又は側方監視レーダーとして使用することができるもの

ロ 次のいずれかの技術を利用するもの

(一) スペクトル拡散

(二) 周波数アジリティー

ハ 次のいずれかに該当するパルス圧縮技術を利用するもの

(一) パルス圧縮比が一五〇を超えるもの

(二) 圧縮パルス幅が二〇〇ナノ秒未満のものニ パルスレーダ

―断面積計測装置であつて、送信するパルス幅が一〇〇ナノ秒以下のもの又はその部分品

四十七 航法装置若しくはアビオニクス装置又はこれらの部分品の設計、製造又は使用に係る技術と内容とする情報が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体であつて、次のいずれかに該当するもの（特定の飛行管理機能を提供しない一般のコンピュータエレメント及びユーティリティ（入力信号の受信、出力信号の送信、コンピュータのプログラム及びデータのローディング、組込み試験、タスクスケジューリング機能）と関係したソースコードを除く。）イ 姿勢方位基準装置（ジンバル方式のものを除く。））、慣性航法装置その他の慣性装置を使用（操作又は保守（点検）に係るものに限る。）するためのプログラム（ソースコードのものに限る。）又はそのプログラムの設計に必要な技術（プログラムを除く。）

ロ 装置の性能を向上し、航法誤差を減少することができるように設計したプログラム

ハ 船首データと次のいずれかに該当する航法データを連続的に統合し、装置の性能を向上し、航法誤差を減少することができるプログラム（ソースコードのものに限る。）

（一）ドップラー効果を利用するレーダーからの速度データ

（二）ジープーエス又はグローナスからの航法データ

（三）データベース参照航法装置からのデータ

ニ 次のいずれかに該当するものためのプログラム（ソースコードのものに限る。）

（一）飛行の全行程を管理するためのデジタル飛行管理装置

（二）推進制御と飛行制御を統合するための装置

（三）フライバイワイヤシステム又はフライバイライトシステム

（四）故障許容機能又は自己再構成機能をもつアクティブ飛行制御装置

（五）機体表面の静的データを基準とするエアードータ装置

(六) 三次元ディスプレイ

四十八 潜水艇又はその制御装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 有人式であり、かつ、繫索式でない潜水艇であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 自律的に潜航することができるように設計した潜水艇であつて、次の1及び2の揚荷能力を有するもの

1 当該潜水艇の空中重量の一〇パーセント以上

2 一五キロニュートン以上

(二) 一、〇〇〇メートルを超える水深で使用することができるように設計したもの

(三) 次の1及び2に該当するもの

1 連続して一〇時間以上自律的に潜航することができるように設計したもの

2 潜航可能な距離が二五海里以上のもの

ロ 無人式であり、かつ、繫索式の潜水艇であつて、一、〇〇〇メートルを超える水深で使用することができるように設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの

(一) 直流の推進電動機又はスラスタを使用して、独力で潜航することができるように設計したもの

ハ 無人式であり、かつ、繫索式でない潜水艇であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) あらゆる地形に対して自動的に針路を決定することができるように設計したもの

(二) 音波によってデータ又は指令を送受することができるもの

(三) 光伝送の方式によって一、〇〇〇メートル以上の距離でデータ又は指令を送受することができるもの

ニ 潜水艇に使用することができるように設計した自動制御装置であつて、航法データを使用し、かつ、サーボ制御方式であるもの

のうち、次のいずれかに該当するもの

- (一) 水中のあらかじめ定められた点を中心とする半径一〇メートルの水柱内に潜水艇を移動することができるもの
- (二) 水中のあらかじめ定められた点を中心とする半径一〇メートルの水柱内に潜水艇を保持することができるもの
- (三) 海底又は海底下にあるケーブルに沿って移動する際に、ケーブルから一〇メートル以内に潜水艇を保持することができるもの

四十九 排水量が一、〇〇〇トン以上の船舶に使用することができる防音装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ ディーゼルエンジン、ディーゼル発電機、ガスタービンエンジン、ガスタービン発電機、推進電動機又は減速装置から発生する五〇〇ヘルツ未満の周波数の音響又は振動を減少するもののうち、複合型の防音台からなり、かつ、中間のマス重量がその上に設置される装置の重量の三〇パーセントを超えるもの

ロ 排水量が一、〇〇〇トン以上の船舶に使用することができる防音装置又は磁気軸受であつて、伝動装置に使用できるように設計したもの

五十 前条第五号若しくはこの条第二十六号、第四十八号若しくは前号に掲げる物資に係る技術又はこれらの物資の部分品、試験装置、検査装置若しくは製造装置に係る技術その他関連技術の内容とする情報が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体

第七条 検査法施行令別表の六の項(二)、(十三の二)、(十三の三)、(十四)、(二十二)、(二十三)及び(三十一の二)の外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 検査法施行令別表の六の項(二)に定めるもの まぐろ
- 二 検査法施行令別表の六の項(十三の二)に定めるもの つづれ織物(アメリカ合衆国通貨五〇〇ドルに相当する額を超えるものに限る。)

三 検査法施行令別表の六の項（十三の三）に定めるもの 磁器製の食卓用品（アメリカ合衆国通貨一〇〇ドルに相当する額を超えるものに限る。）

四 検査法施行令別表の六の項（十四）に定めるもの 食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のもの及び身辺用模造細貨類

五 検査法施行令別表の六の項（二十二）に定めるもの 放送用のもの

六 検査法施行令別表の六の項（二十三）に定めるもの スノーモービル（アメリカ合衆国通貨二、〇〇〇ドルに相当する額を超えるものに限る。）

七 検査法施行令別表の六の項（三十一の二）に定めるもの 身体トレーニング、体操、競技その他の運動（卓球を含む。）又は戸外遊戯に使用する物品及び水泳用又は水遊び用のプール並びに履物（スケート靴、スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）、スノーボードブーツ、レスリングシューズ及びボクシングシューズその他スポーツ用の履物（スポーツ活動用として製造した履物で、スパイク、スプリング、ストップ、クリップ、バーその他これらに類する物品を取り付けてあるもの及び取り付けることができるもの（サイクリングシューズを除く。）に限る。）に限る。）

第八条 検査法施行令別表の七の項の外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 航空機用燃料（国際連合安全保障理事会決議第七百十八号十二に従って設置された委員会が、当該航空機用燃料の北朝鮮への輸出を事前に承認したものを除く。）

二 新品のヘリコプター（国際連合安全保障理事会決議第七百十八号十二に従って設置された委員会が、当該ヘリコプターの北朝鮮への輸出を事前に承認したものを除く。）

三 新品の船舶（国際連合安全保障理事会決議第七百十八号十二に従って設置された委員会が、当該船舶の北朝鮮への輸出を事前に承

認したものを除く。）

第九條 検査法施行令別表の八の項の外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 石炭であつて、次のいずれかに該当しないもの

イ 北朝鮮以外の国又は地域において採掘された石炭であつて、かつ、羅津（羅先）港から北朝鮮以外の国又は地域に向けて北朝鮮を通じて輸送されたと当該石炭の輸入国が確認するもの（輸入国が、事前に国際連合安全保障理事会決議第七百十八号十二に従つて設置された委員会に通報し、かつ、輸出が北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は国際連合安全保障理事会決議第七百十八号、同理事会決議第八百七十四号及び検査法施行令第一条第一項で定める同理事会決議により禁止されている取引その他の活動の資金獲得に該当しない場合に限る。）

ロ 北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は国際連合安全保障理事会決議第七百十八号、同理事会決議第八百七十四号及び検査法施行令第一条第一項で定める同理事会決議により禁止されている取引その他の活動に関連している個人又は団体が関与するものではなく、専ら生計目的のために輸出される石炭であつて、かつ、当該輸出が北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は国際連合安全保障理事会決議第七百十八号、同理事会決議第八百七十四号及び検査法施行令第一条第一項で定める同理事会決議により禁止されている取引その他の活動の資金獲得に該当しないもの（ただし、国際連合安全保障理事会決議第七百十八号十二に従つて設置された委員会が別に定める場合は、この限りでない。）

二 鉄鋼及び鉄鋼製品（専ら生計目的のために輸出されるものであつて、かつ、輸出が北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は国際連合安全保障理事会決議第七百十八号、同理事会決議第八百七十四号及び検査法施行令第一条第一項で定める同理事会決議により禁止されている取引その他の活動の資金獲得に該当しないものを除く。）

三 鉄鉍（精鉍を含む。）（専ら生計目的のために輸出されるものであつて、かつ、輸出が北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は国際連合安全保障理事会決議第七百十八号、同理事会決議第八百七十四号及び検査法施行令第一条第一項で定める同理事会決議により禁止されている取引その他の活動の資金獲得に該当しないものを除く。）

四 金

五 チタン鉍（精鉍を含む。）

六 バナジウム鉍（精鉍を含む。）

七 希土類金属、スカンジウム及びイットリウム（これらの相互の混合物又は合金にしてあるかないかを問わない。）、これらの無機又は有機の化合物及びこれらの混合物の無機又は有機の化合物

八 銅

九 ニッケル

十 銀

十一 亜鉛

十二 銅像その他の像（国際連合安全保障理事会決議第七百十八号十二に従つて設置された委員会が、当該像の北朝鮮からの輸入を事前に承認したものを除く。）

第十条 検査法施行令別表の九の項の外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 当該物資を運搬する船舶又は航空機、当該物資の品目、数量、所有者、仲介者及び需要者その他の情報を総合的に勘案して、検査法施行令別表の九の項（一）、（二）又は（三）に資するおそれがある物資であると認めるに足りる相当の理由があるもの

二 食料品又は医薬品以外のものであつて、当該物資を運搬する船舶又は航空機、当該物資の品目、数量、所有者、仲介者及び需要者そ

国際連合安全保障理事会決議第八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令（以下「検査法施行令」という。）別表の三の項の外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 当該物資を運搬する船舶又は航空機、当該物資の品目、数量、所有者、仲介者及び需要者その他の情報を総合的に勘案して、検査法施行令別表の三の項（一）、（二）又は（三）に資するおそれがある物資であると認めるに足りる相当の理由があるもの

二 食料品又は医薬品以外のものであつて、当該物資を運搬する船舶又は航空機、当該物資の品目、数量、所有者、仲介者及び需要者そ

備考 表中の「」の記載は注記である。	他の情報を総合的に勘案して、検査法施行令別表の三の項（四）又は（五）に直接資するおそれがある物資であると認めるに足りる相当の理由があるもの（専ら人道上の目的若しくは生計目的のためであり、北朝鮮の個人若しくは団体が収入を得るために用いられず、かつ、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号、同理事会決議第千八百七十四号、同理事会決議第千八百七十七号、同理事会決議第千九百十四号及び同理事会決議第千二百七十号により禁止されたいかなる活動にも関連しないと認められるものであって、その旨及び他の用途に供されることを防止する措置を国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号十二に従って設置された委員会にあらかじめ通知されたもの又は同委員会が別に定めるものを除く。）
	他の情報を総合的に勘案して、検査法施行令別表の九の項（四）又は（五）に直接資するおそれがある物資であると認めるに足りる相当の理由があるもの（専ら人道上の目的若しくは生計目的のためであり、北朝鮮の個人若しくは団体が収入を得るために用いられず、かつ、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号、同理事会決議第千八百七十四号及び検査法施行令第一条第一項で定める同理事会決議により禁止されたいかなる活動にも関連しないと認められるものであって、その旨及び他の用途に供されることを防止する措置を国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号十二に従って設置された委員会にあらかじめ通知されたもの又は同委員会が別に定めるものを除く。）